

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

施設名：原子炉冷却系統施設  
原子炉格納施設

系統名：非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
ポンプ（常設）

要領書番号：原規規収第1610072号1-02-1

平成31年4月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る使用前検査

施設名：原子炉冷却系統施設

原子炉格納施設

要領書番号：原規規収第1610072号1-02-1

回	年月日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成31年1月25日	制定
1	平成31年4月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記</li><li>・ 3、11頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加</li></ul>

# 目次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	3
V 判定基準	4
別紙1 立会区分表	5
別紙2 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	2 1
資料2 検査範囲図	2 5
資料3 検査構造図	2 6
資料4 検査用計器一覧表	2 8

(最終頁 2 8)

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

- 1 材料検査
- 2 外観検査
- 3 組立て及び据付け状態を確認する検査
- 4 耐圧検査、漏えい検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第55条、第58条第1項、第62条、第64条、第65条、第66条及び第71条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦  
三菱重工業株式会社 高砂製作所  
兵庫県高砂市荒井町

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。  
（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照）

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

名称	個数
原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ	1
原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） ポンプ（常設） 原子炉下部キャビティ注水ポンプ	1

2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

### 3 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

（詳細は資料3「検査構造図」参照）

### 4 組立て及び据付け状態を確認する検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

（詳細は資料2「検査範囲図」及び資料3「検査構造図」参照）

### 5 耐圧検査、漏えい検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

④ 系統構成が完了していることを確認する。

(2) 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

V 判定基準

1 材料検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

2 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

3 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

4 耐圧検査、漏えい検査

- ・検査圧力に耐え、かつ、異常がないこと。
- ・著しい漏えいがないこと。

## 立会区分表

施設名	系統名	耐震 クラス	技術基準 の区分	検査項目 <sup>※1</sup>				備考
				材料検査	外観検査	組立て及び据付け 状態を確認する検査	耐圧検査、 漏えい検査	
原子炉冷却系統施設 原子炉格納施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安 全設備） ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ 原子炉下部キャビティ注水ポンプ	—	SAクラス2	B	A/B <sup>※2</sup>	A/B <sup>※2</sup>	A/B <sup>※2</sup>	

※1：記号説明     A/B：抜取立会検査

B：記録確認検査

※2：抜取立会検査における立会は、検査項目ごと1回以上とする。



関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

施設名：原子炉冷却系統施設  
原子炉格納施設

系統名：非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
ポンプ（常設）

要領書番号：原規規収第 1610072 号 1-02-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦  
三菱重工業株式会社 高砂製作所  
兵庫県高砂市荒井町
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
原子炉冷却系統施設  
非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
原子炉格納施設  
圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
ポンプ（常設）  
恒設代替低圧注水ポンプ 1個  
原子炉下部キャビティ注水ポンプ 1個
- 7 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり

8 検査結果 検査結果一覧表のとおり

9 添付資料 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 材料検査記録
- 3 外観検査記録
- 4 組立て及び据付け状態を確認する検査記録
- 5 耐圧検査、漏えい検査記録
- 6 検査用計器一覧表

## 検査実施者一覧表

検査年月日	原子力施設検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
年 月 日		主任技術者	
年 月 日		主任技術者	
年 月 日		主任技術者	

## 検査結果一覧表

系統名：非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）

ポンプ（常設）

検査項目	材料検査	外観検査	組立て及び据付け 状態を確認する検査	耐圧検査、 漏えい検査	備 考
検査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
結果					
検査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
結果					
検査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
結果					

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 共通事項

#### 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 材料検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 耐圧検査、漏えい検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
系統構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		

高浜発電所第2号機

## 材料検査記録

検査場所：三菱重工業株式会社 高砂製作所

検査範囲：原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
 ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ：1個  
 原子炉下部キャビティ注水ポンプ：1個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象		材料	検査年月日	検査結果	検査方法
恒設代替低圧注水ポンプ	ケーシング		年 月 日		記録確認
	ケーシング カバー				
原子炉下部キャビティ 注水ポンプ	ケーシング		年 月 日		記録確認
	ケーシング カバー				

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機			
外観検査記録			
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所			
検査範囲：原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備） ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ：1個 原子炉下部キャビティ注水ポンプ：1個			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
恒設代替低圧注水ポンプ	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	年 月 日		目視/ 記録確認
備考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>記録確認は、申請者の品質記録（※）による。</li> <li>※：適合性確認検査成績書の識別番号：</li> </ul>			

高浜発電所第2号機

## 組立て及び据付け状態を確認する検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
 ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ：1個  
 原子炉下部キャビティ注水ポンプ：1個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
恒設代替低圧注水ポンプ	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

## 耐圧検査、漏えい検査記録

検査場所：三菱重工業株式会社 高砂製作所

検査範囲：原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備  
 原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）  
 ポンプ（常設） 恒設代替低圧注水ポンプ：1個  
 原子炉下部キャビティ注水ポンプ：1個

判定基準：  
 ・検査圧力に耐え、かつ、異常がないこと。  
 ・著しい漏えいがないこと。

検査対象	最高使用 圧力 MP a	耐圧検査 規定圧力 MP a	耐圧検査時 圧力 MP a	保持 時間 分	漏えい 検査時圧力 MP a	水圧、気圧 区分	検査年月日	検査 結果	検査方法
恒設代替低圧注水ポンプ						水圧	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉下部キャビティ注水ポンプ	2.7 <sup>※1</sup>					水圧	年 月 日		目視/ 記録確認

備考：

※1：重大事故等時における使用時の値。

・記録確認は、申請者の品質記録（※2）による。

※2：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機 使用前検査記録  
検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考

# 工事計画本文

(以下、「工事計画本文」は申請者の情報を基に作成したものである。)

原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 ポンプ

・常設

(1/2)

			変更前	変更後	
名称				恒設代替低圧注水ポンプ (注1)	
ポンプ	種類	—		うず巻形	
	容量 (注2)	m <sup>3</sup> /h/個			
	揚程 (注2)	m			
	最高使用圧力 (注2)	MPa			
	最高使用温度 (注2)	℃			
	主要寸法	吸込口径	mm		
		吐出口径	mm		
		ケーシング厚さ	mm		
		たて	mm		
		横	mm		
		高さ	mm		
	材料	ケーシング	—		
		ケーシングカバー	—		
個数	—				



(2/2)

		変 更 前	変 更 後
ポンプ	取付箇所	系 統 名 (ライン名)	恒設代替低圧注水ライン
		設 置 床	
		溢水防護上の 区画番号	
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ	
原動機	取 出 個 数	種 類	三相誘導電動機
		力	
		kW/個	1
	取 付 箇 所		

			変更前	変更後	
名称				原子炉下部キャビティ注水ポンプ (注1)	
ポンプ	種類	—	—	うず巻形	
	容量 (注2)	m <sup>3</sup> /h/個			
	揚程 (注2)	m			
	最高使用圧力 (注2)	MPa		2.7	
	最高使用温度 (注2)	℃		95	
	主要寸法	吸込口径		mm	
		吐出口径		mm	
		ケーシング厚さ		mm	
		たて		mm	
		横		mm	
		高さ		mm	
	材料	ケーシング		—	
		ケーシングカバー		—	
個数	—		1		

			変更前	変更後
ポンプ	取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—	原子炉下部キャビティ注水ライン
		設 置 床	—	
		溢水防護上の 区画番号	—	
		溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—	
原動機	種 類	—	三相誘導電動機	
	出 力	kW/個		
	個 数	—	1	
	取 付 箇 所	—		

(注1) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用

(注2) 重大事故等時における使用時の値

(注3) 公称値

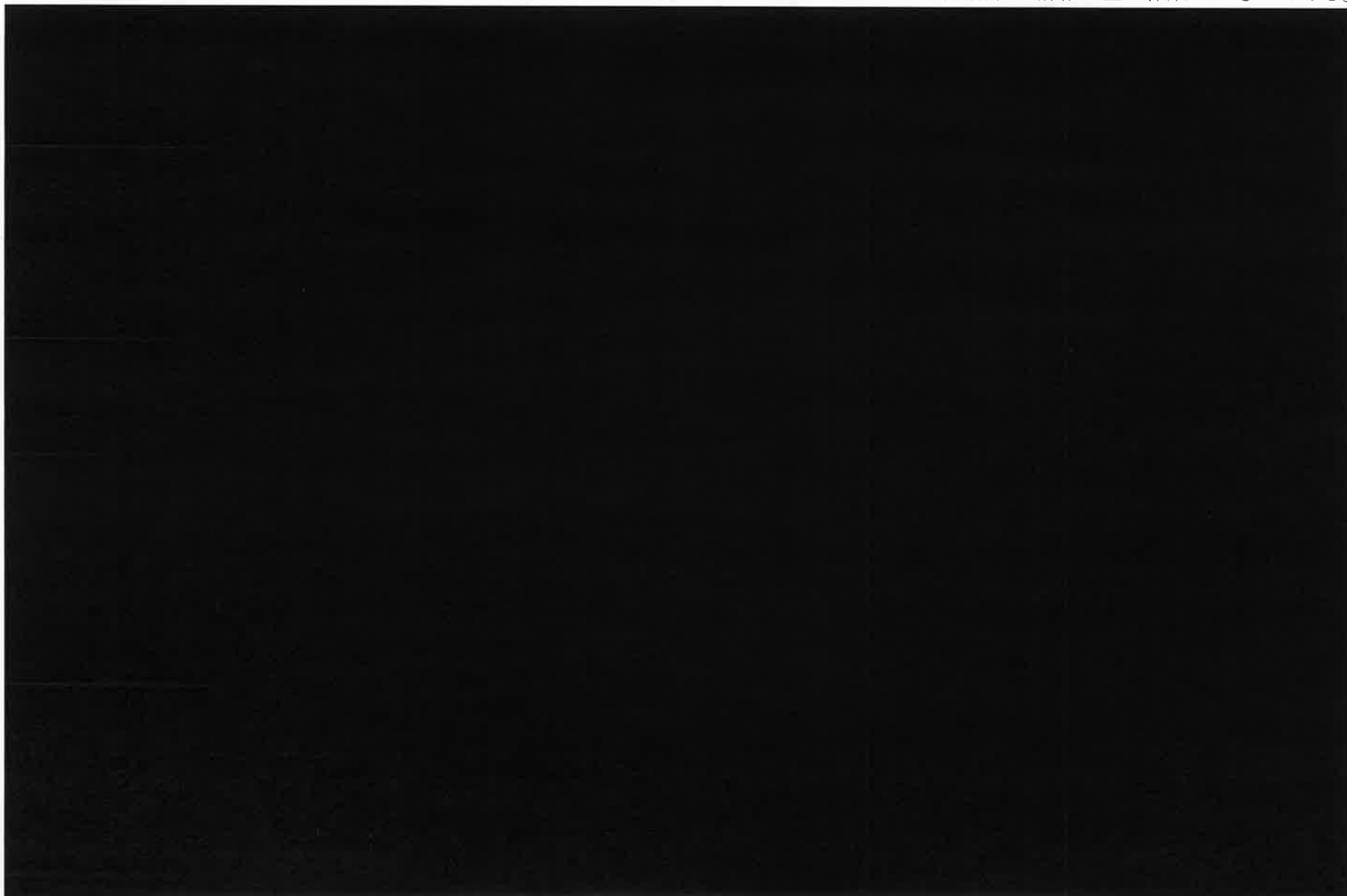
(注4) 原子炉下部キャビティに注水する場合の値

(注5) 原子炉格納容器内にスプレーする場合の値

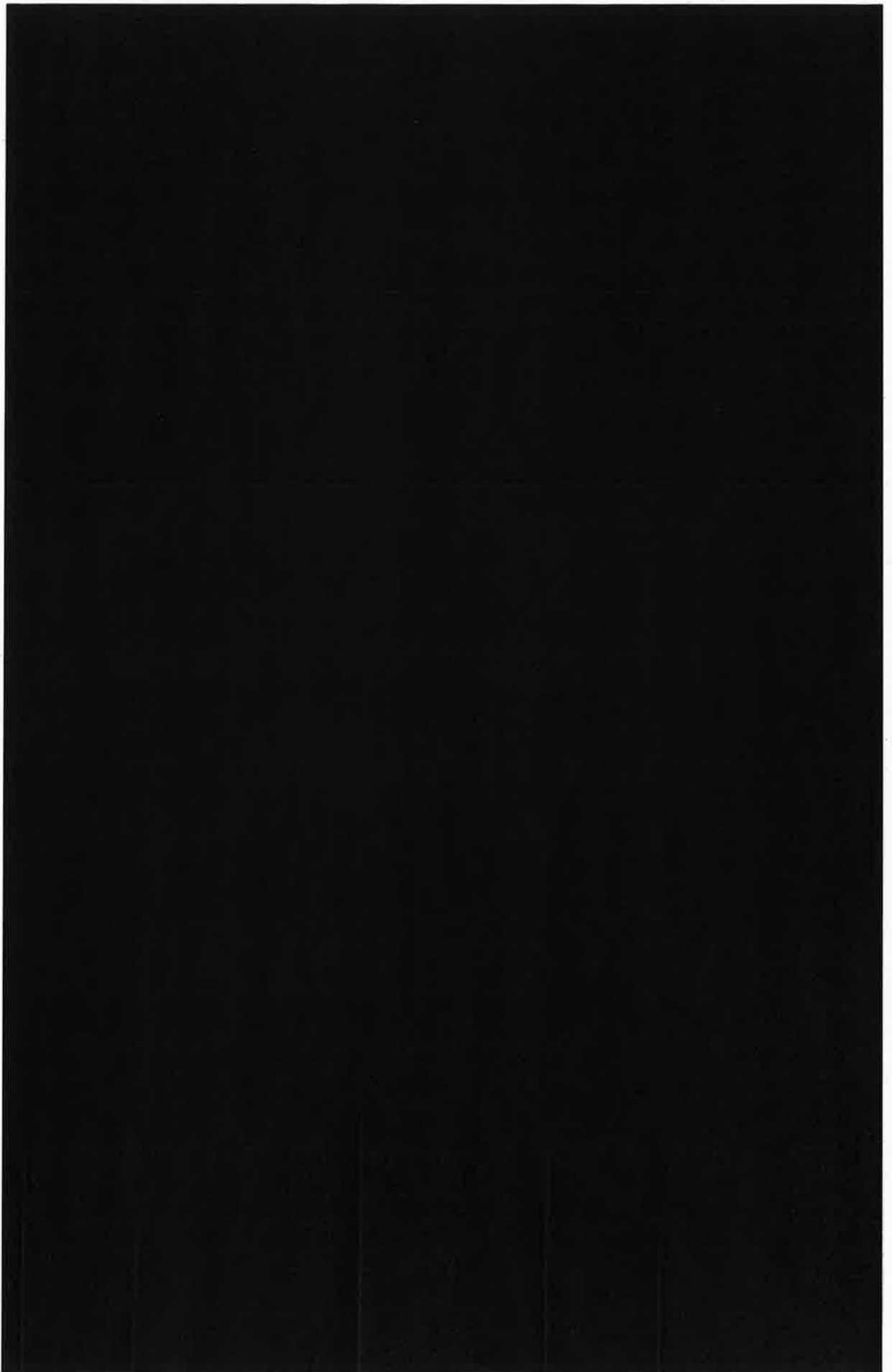
(注6) 復水タンクの水を燃料取替用水タンクに供給する場合の値

## 検査範囲図

(申請者の情報を基に作成したものである。)



検査構造図





## 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
耐圧検査 漏えい検査	圧力計			

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査実施要領書

施設名：原子炉格納施設

系統名：圧力低減設備その他の安全設備

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備

並びに格納容器再循環設備

再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置

要領書番号：原規規収第1610072号1-09-1

令和元年9月

原子力規制委員会



## 改訂履歴

構造、強度又は漏えいに係る使用前検査

施設名：原子炉格納施設

要領書番号：原規規収第 1610072 号 1-09-1

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年 9 月 2 日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	4
別紙2 使用前検査成績書	5
資料1 工事計画本文	15
資料2 検査範囲図	16
資料3 検査構造図	19

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉格納施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

- 1 外観検査
- 2 組立て及び据付け状態を確認する検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第67条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。  
（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照。）

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

名称	個数
原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備 並びに格納容器再循環設備 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置	12 (予備1 (ドーム部頂部付近用))

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903272 号 (平成 31 年 3 月 27 日)
原規規発第 19042614 号 (平成 31 年 4 月 26 日)
原規規発第 1906218 号 (令和元年 6 月 21 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 外観検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

(詳細は、資料 2「検査範囲図」及び資料 3「検査構造図」参照)

### 3 組立て及び据付け状態を確認する検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### (2) 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

(詳細は、資料2「検査範囲図」及び資料3「検査構造図」参照)

## V 判定基準

### 1 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

### 2 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

## 立会区分表

施設名	系統名	耐震 クラス	技術基準 の区分	検査項目 <sup>※1</sup>				備考
				材料検査	寸法検査	外観検査	組立て及び据 付け状態を確 認する検査	
原子炉格納施設	圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性 ガス濃度制御設備並びに格納容器再 循環設備 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置	—	—	—	—	A/B <sup>※2</sup>	A/B <sup>※2</sup>	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

構造、強度又は漏えいに係る  
使用前検査成績書

施設名 : 原子炉格納施設

系統名 : 圧力低減設備その他の安全設備

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備

並びに格納容器再循環設備

再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-09-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
原子炉格納施設  
圧力低減設備その他の安全設備  
放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに  
格納容器再循環設備  
再結合装置及び電熱器  
原子炉格納容器水素燃焼装置 1 2 個（予備1個（ドーム部頂部  
付近用））
- 7 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり
- 8 検査結果 検査結果一覧表のとおり



## 9 添付資料

### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 外観検査記録
- 3 組立て及び据付け状態を確認する検査記録

## 検査実施者一覧表

検査年月日	原子力施設検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
年 月 日		主任技術者	
年 月 日		主任技術者	
年 月 日		主任技術者	

## 検査結果一覧表

系統名：圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備  
再結合装置及び電熱器  
原子炉格納容器水素燃焼装置

検査項目	外観検査	組立て及び据付け 状態を確認する検査	備 考
検査日	年 月 日	年 月 日	
結果			
検査日	年 月 日	年 月 日	
結果			
検査日	年 月 日	年 月 日	
結果			

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 2 号機

## 外観検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備  
再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置：12 個（予備 1 個（ドーム部頂部付近用））

判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 1	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 2	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 3	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 4	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 5	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 6	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 7	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 8	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 9	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 10	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 11	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 12	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 13（予備）	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 組立て及び据付け状態を確認する検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備

放射線物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備

再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置：12個（予備1個（ドーム部頂部付近用））

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 1	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 2	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 3	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 4	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 5	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 6	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 7	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 8	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 9	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 10	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 11	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 12	年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器水素燃焼装置 No. 13（予備）	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

- 記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：



## 工事計画本文

(以下「工事計画本文」は、申請者の情報を基に作成したものである。)

### 原子炉格納施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

#### 3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項

##### (4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項

ル 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所

・ 常設

(原規規発第1606105号 平成28年6月10日)

変 更 前			変 更 後		
電熱器	名 称		原子炉格納容器水素燃焼装置		
	種 類	—	ヒーティングコイル方式		
	容 量 <sup>(注1)</sup>	W/個			
	個 数	—	12 (予備1 <sup>(注3)</sup> )		
	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	原子炉格納容器水素燃焼装置		
	取 付 箇 所	設 置 床	—		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—			
溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—				

(注1) 重大事故等時における使用時の値

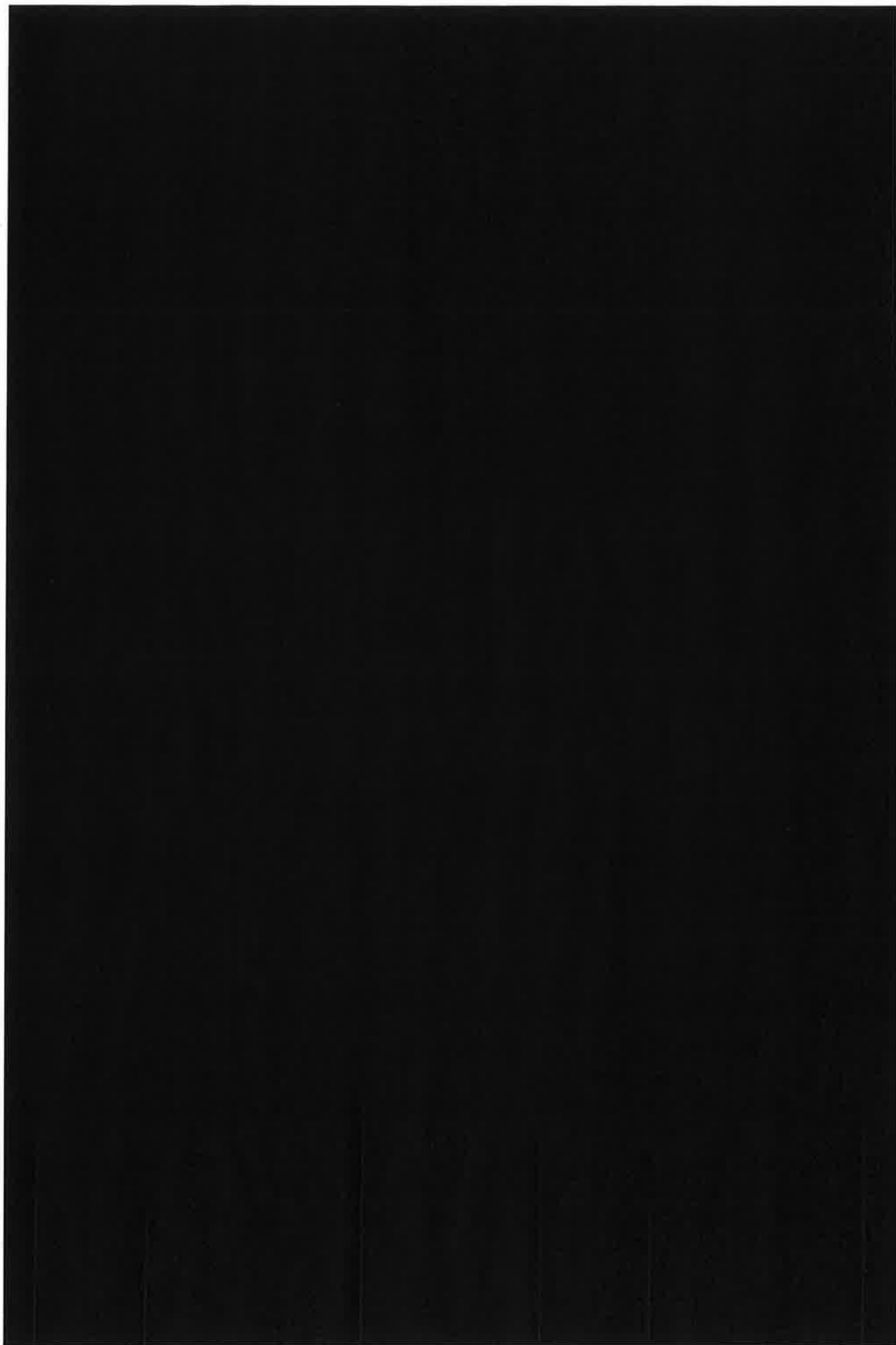
(注2) 公称値

(注3) ドーム部頂部付近用

検査範囲図（1 / 3）（以下「検査範囲図」は、申請者の情報を基に作成したものである。）



検査範囲図 (2 / 3)



検査範囲図 (3 / 3)



## 検査構造図

(以下「検査構造図」は、申請者の情報を基に作成したものである。)



関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名：原子炉格納施設

系統名：圧力低減設備その他の安全設備

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備

並びに格納容器再循環設備

再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置

要領書番号：原規規収第1610072号1-23-1

令和元年9月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : 原子炉格納施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-23-1

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	令和元年9月17日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 電気容量確認検査要領	4
別紙2 立会区分表	5
別紙3 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	15
資料2 検査範囲図	16
資料3 検査構造図	20
資料4 検査用計器一覧表	21

(最終頁 21)



## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉格納施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

### 1 性能検査

#### (1) 電気容量確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第67条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照。）

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

名称	個数
原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置	12 (予備1 (ドーム部頂部付近用))

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903272 号 (平成 31 年 3 月 27 日)
原規規発第 19042614 号 (平成 31 年 4 月 26 日)
原規規発第 1906218 号 (令和 元年 6 月 21 日)
原規規発第 1908192 号 (令和 元年 8 月 19 日)

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。

### 2 性能検査

#### (1) 電気容量確認検査

##### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。
- d 系統構成が完了していることを確認する。

## ② 検査手順

- a 運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、回路全体抵抗、供給電圧を測定し、電気容量が所定の性能を有することを確認する。詳細は、別紙1「電気容量確認検査要領」による。
- b 運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、原子炉格納容器水素燃焼装置が正常に動作することを確認する。

## V 判定基準

### 1 性能検査

#### (1) 電気容量確認検査

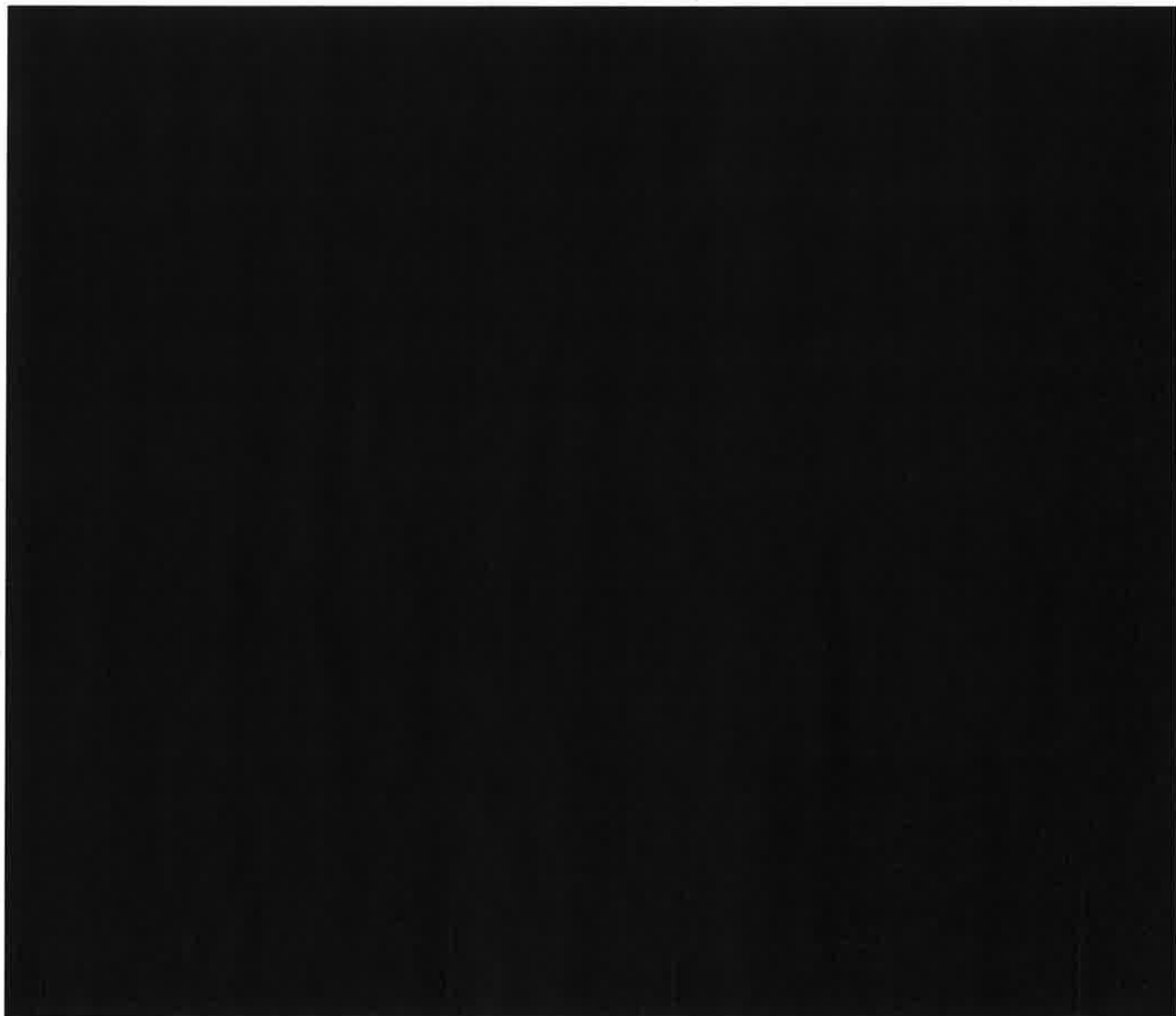
- a 電気容量が所定の性能を有すること。
- b 正常に動作すること。<sup>※2</sup>

※2:「原子炉格納容器水素燃焼装置のコイル部が発熱により赤色化すること」とする。

## 電気容量確認検査要領

### 1. 供給電圧による確認

回路全体抵抗 (R1)、供給電圧を測定し、以下に示す計算式で算出した電気容量Wが工事計画記載の原子炉格納容器水素燃焼装置の容量 XXXXXXXXXX W以上を満足していることを確認する。



## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目 <sup>※1</sup>	備考
		性能検査	
原子炉格納施設	圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに 格納容器再循環設備 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置	A/B <sup>※2</sup>	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会は1個以上とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : 原子炉格納施設

系統名 : 圧力低減設備その他の安全設備

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備  
並びに格納容器再循環設備

再結合装置及び電熱器

原子炉格納容器水素燃焼装置

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-23-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
原子炉格納施設  
圧力低減設備その他の安全設備  
放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納  
容器再循環設備  
再結合装置及び電熱器  
原子炉格納容器水素燃焼装置 12個(予備1個(ドーム部頂部  
付近用))
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
性能検査 電気容量確認検査		印	主任技術者 印
		印	

### 8 特記事項

### 9 添付資料

#### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 性能検査記録（電気容量確認検査）
- 3 検査用計器一覧表



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

電気容量確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
系統構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第2号機

### 性能検査記録（電気容量確認検査）

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備  
 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備  
 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置：12個（予備1個（ドーム部頂部付近用））

判定基準：・電気容量が所定の性能を有すること。  
 ・正常に動作すること。<sup>※2</sup>

対象機器	原子炉格納容器 水素燃焼装置抵抗 (Ω)	供給電圧 (V)	電気容量 (W/個)	確認値 (W/個)	検査年月日	検査 結果	検査 方法
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 1					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 2					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 3					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 4					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 5					年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録（※1）による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

※2：「原子炉格納容器水素燃焼装置のコイル部が発熱により赤色化すること」を確認する。

高浜発電所第2号機

### 性能検査記録（電気容量確認検査）

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備  
 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備  
 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置：12個（予備1個（ドーム部頂部付近用））

判定基準：・電気容量が所定の性能を有すること。  
 ・正常に動作すること。\*2

対象機器	原子炉格納容器 水素燃焼装置抵抗 (Ω)	供給電圧 (V)	電気容量 (W/個)	確認値 (W/個)	検査年月日	検査 結果	検査 方法
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 6					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 7					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 8					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 9					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 10					年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録（※1）による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

※2：「原子炉格納容器水素燃焼装置のコイル部が発熱により赤色化すること」を確認する。

高浜発電所第2号機

## 性能検査記録（電気容量確認検査）

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：原子炉格納施設 圧力低減設備その他の安全設備  
 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備  
 再結合装置及び電熱器 原子炉格納容器水素燃焼装置：12個（予備1個（ドーム部頂部付近用））

判定基準：・電気容量が所定の性能を有すること。  
 ・正常に動作すること。<sup>※2</sup>

対象機器	原子炉格納容器 水素燃焼装置抵抗 (Ω)	供給電圧 (V)	電気容量 (W/個)	確認値 (W/個)	検査年月日	検査 結果	検査 方法
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 11					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 12					年 月 日		目視/ 記録確認
原子炉格納容器 水素燃焼装置 No. 13 (予備)					年 月 日		目視/ 記録確認

備 考

・記録確認は、申請者の品質記録（※1）による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

※2：「原子炉格納容器水素燃焼装置のコイル部が発熱により赤色化すること」を確認する。

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考

## 工事計画本文

### 原子炉格納施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

#### 3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項

##### (4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項

- ル 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所

・常設

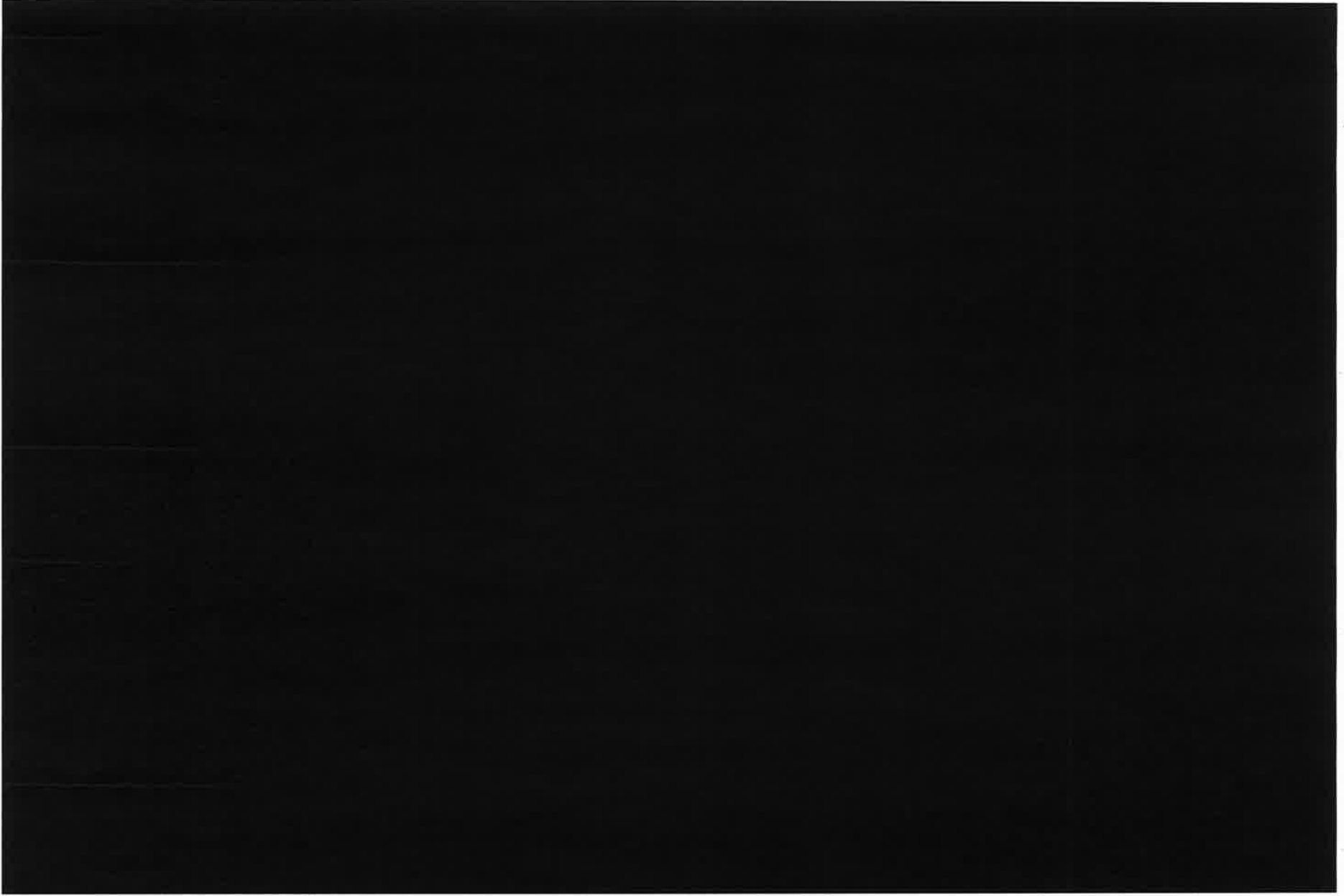
			変更前	変更後
電熱器	名 称		-	原子炉格納容器水素燃焼装置
	種 類	-		ヒーティングコイル方式
	容 量 <sup>(注1)</sup>	W/個		
	個 数	-		12 (予備1 <sup>(注3)</sup> )
	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		原子炉格納容器水素燃焼装置
	設 置 床	-		
	溢水防護上の 区画番号	-		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	-		

(注1) 重大事故等時における使用時の値

(注2) 公称値

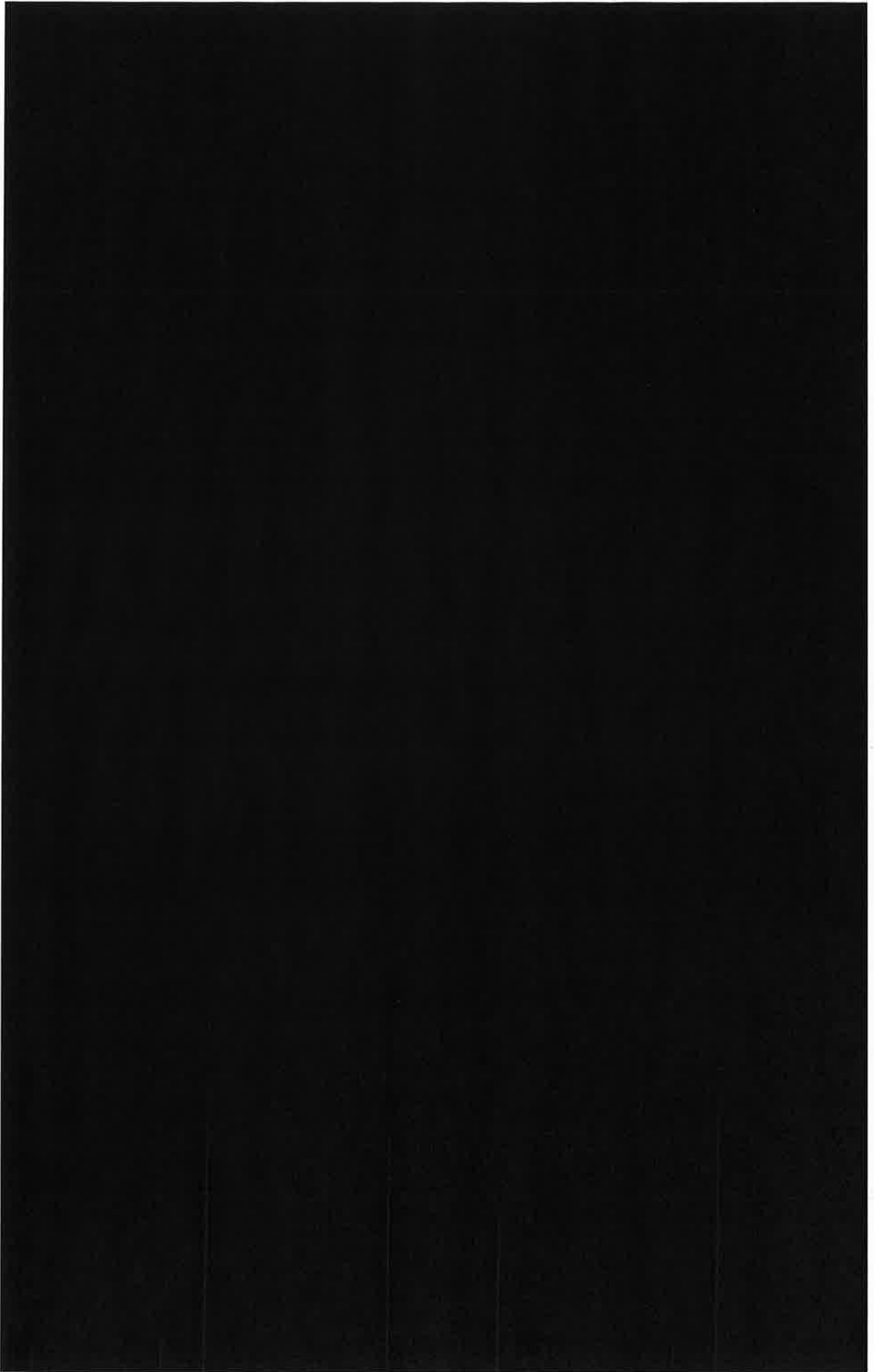
(注3) ドーム部頂部付近用

検査範囲図（1 / 4）（以下「検査範囲図」は、申請者の情報を基に作成したものである。）

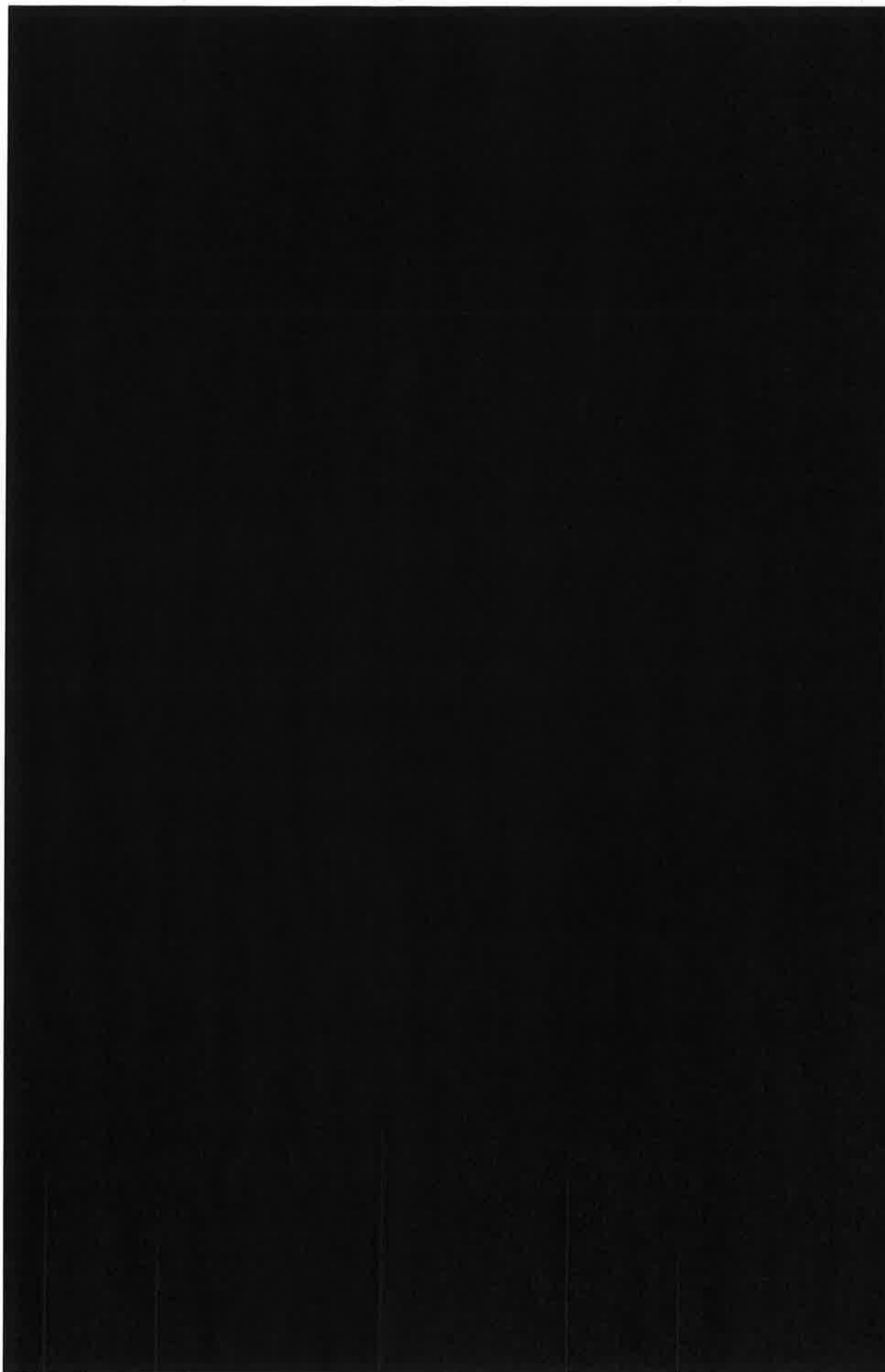




検査範囲図 (2 / 4)



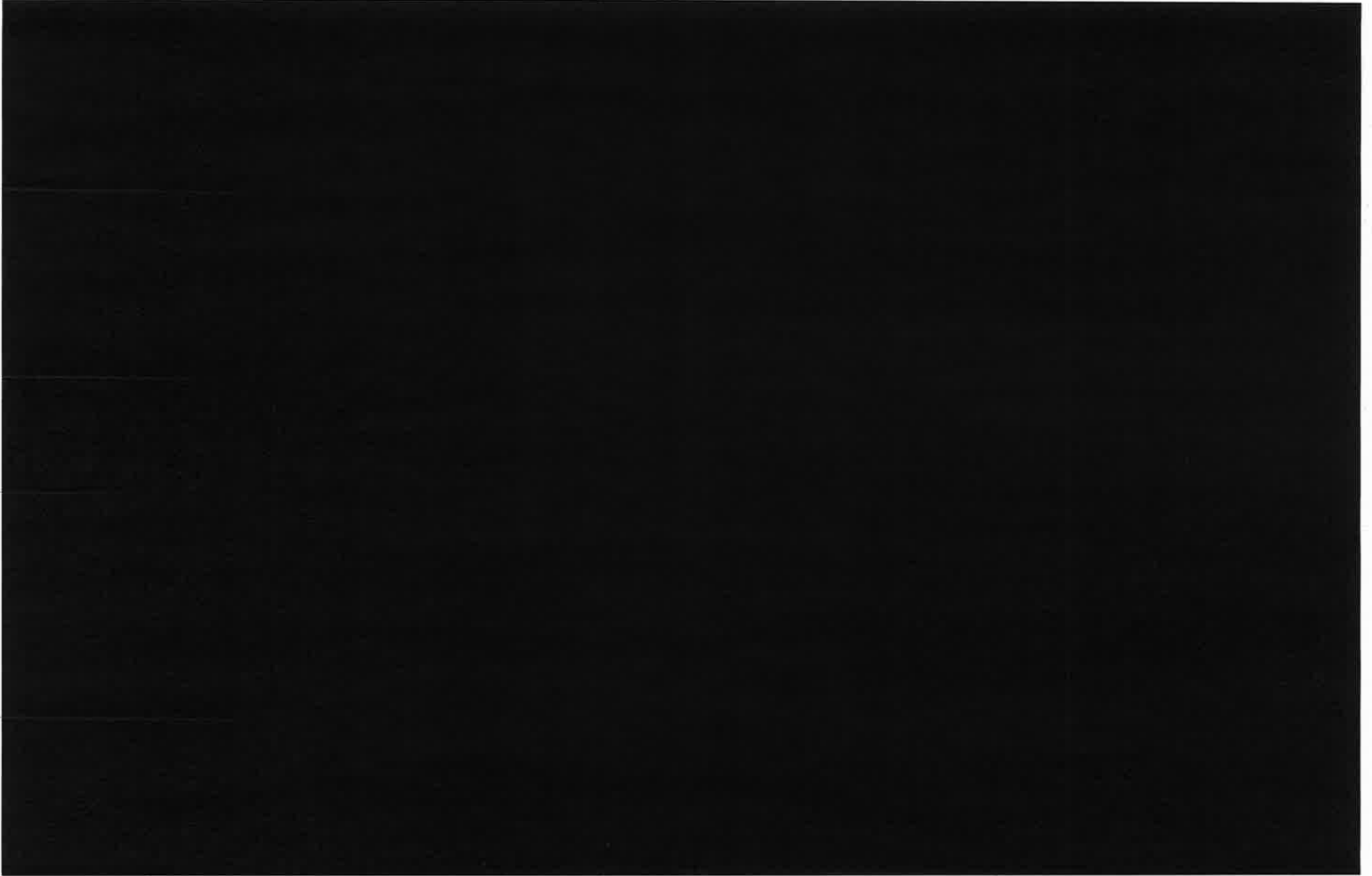
検査範囲図 (3 / 4)



検査範囲図 (4 / 4)



検査構造図



## 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
電気容量 確認検査	デジタルマルチ メータ			
	デジタルマルチ メータ			

※rdg:reading (読み値)    dgt:digits (ディジット)

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

系統名：非常用電源設備

その他の電源装置（非常用のものに限る。）

無停電電源装置

要領書番号：原規規収第1610072号1-25-1

平成31年4月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第 1610072 号 1-25-1

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成30年10月11日	制定
1	平成30年12月11日	・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記
2	平成31年4月16日	・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記 ・ 2、9頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
VI その他の事項	4
別紙1 立会区分表	5
別紙2 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	22
資料2 検査範囲図	23
資料3 検査用計器一覧表	25



## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

1. 外観検査
2. 警報保護装置検査
3. 系統運転性能検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第72条第1項、第78条第2項（原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令第4条、第5条第1項、第5条第2項、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条及び第15条）であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦  
三菱電機株式会社 電力システム製作所  
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照。）

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用のものに限る。） 無停電電源装置 SA監視計器用電源	1

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 外観検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### ② 検査手順

目視により、各部の外観を主に以下の観点で確認する。

- ① 充電部での感電、発熱部からの火災等の災害対策がされていること。
- ② 電気抵抗が増加するような、入出力端接続部の外れ、ゆるみ、腐食等がないこと。
- ③ 必要な箇所の適切な接地が敷設されていること。

④ 周辺設備への電氣的、磁氣的影響対策がされていること。

### 3 警報保護装置検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 回路構成が完了していることを確認する。

#### ② 検査手順

運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、機器に異常が生じた場合における警報保護装置の動作状況を確認する。

実施する項目は以下のとおり。

- a 重故障（直流電圧異常 重、ファン回路異常 重、制御回路異常 重、出力電圧異常 重、インバータ故障及び直流スイッチ異常）
- b 放電終止（放電終止）
- c 過負荷（過負荷）
- d 軽故障（ファン回路異常 軽、制御回路異常 軽、出力電圧異常 軽、直流入力電圧異常 軽、NFBトリップ異常、整流器故障 軽、直流入力ヒューズ断、ダイオードスタック異常 軽）
- e 直流運転（交流入力電源異常及び制御回路異常）

### 4 系統運転性能検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

#### ② 検査手順

運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、無停電電源装置の運転状態を確認する。

## V 判定基準

### 1 外観検査

工事計画のとおり製作、据付けされ、有害な欠陥がないこと。

### 2 警報保護装置検査

機器及び警報表示が正常に動作すること。

### 3 系統運転性能検査

交流及び直流入力運転、交流入力運転、直流入力運転において、出力電圧、出力周波数が許容範囲内であること。

## VI その他の事項

- 1 警報保護装置検査のうち、制御回路異常・重（UF301、UF302 及び UF303）及び整流器故障・軽（UF056 のうちコンバータ過電流 10sec 継続）については、検査のための模擬入力により実装基板及びコンバータ回路を損傷させる可能性がある。したがって、同一仕様の型式試験時の警報保護装置の動作状況を確認した記録により、申請者が実機においても同等の結果が得られることを評価した結果にて確認する。

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目 <sup>※1</sup>			備考
		外観検査	警報保護装置検査	系統運転性能検査	
その他発電用原子炉 の附属施設	非常用電源設備 その他の電源装置(非常用のものに限る。) 無停電電源装置 S A監視計器用電源	A	A/B <sup>※2</sup>	A/B <sup>※2</sup>	

※1：記号説明

A：立会検査

B：記録確認検査

A/B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会は、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

系統名：非常用電源設備

その他の電源装置（非常用のものに限る。）

無停電電源装置

要領書番号：原規規収第1610072号1-25-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦  
三菱電機株式会社 電力システム製作所  
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備  
その他の電源装置（非常用のものに限る。）  
無停電電源装置  
SA監視計器用電源 1個
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
外観検査		年 月 日	年 月 日
		印	主任技術者 印
警報保護装置検査		年 月 日	年 月 日
		印	主任技術者 印
系統運転性能検査		年 月 日	年 月 日
		印	主任技術者 印

8 特記事項

9 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 外観検査記録
- 3 警報保護装置検査
- 4 系統運転性能検査
- 5 検査用計器一覧表



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 警報保護装置検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
回路構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 系統運転性能検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第2号機

## 外観検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設  
 非常用電源設備  
 その他の電源装置（非常用のものに限る。）  
 無停電電源装置  
 SA監視計器用電源

判定基準：工事計画のとおり製作、据付けされ、有害な欠陥がないこと。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
SA監視計器用電源	年 月 日		目視

備考

高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録 (現地)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置 (非常用のものに限る。) 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象							検査 年月日	検査 結果	備考	
			盤面警報・表示										
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障				
重故障	直流電圧異常 重 [UF102]	直流回路電圧 200V以上	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	ファン回路異常 重[UF212]	ファン電源断	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	ファン回路異常 重[UF213]	フィン温度異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	ファン回路異常 重[UF214]	ファン異常 重(2台)	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	制御回路異常 重[UF304]	リレーボード 伝送異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	制御回路異常 重[UF306]	+15V電源異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認
		-15V電源異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認
24V電源異常		消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	目視/ 記録確認	

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※1) による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録 (現地)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置 (非常用のものに限る。) 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象							検査 年月日	検査 結果	備考	
			盤面警報・表示										
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障				
重故障	出力電圧異常重[UF201]	出力電圧 +15%以上	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年月日	目視/記録確認
	出力電圧異常重[UF202]	出力電圧 -15%以下	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年月日	目視/記録確認
	インバータ故障 [UF203]	インバータ電流が定格電流の1250%以上	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年月日	目視/記録確認
	直流スイッチ異常[UF107]	72BC 開指令異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年月日	目視/記録確認
過負荷	過負荷 [UA806]	定格出力の105%以上 125%未満 10min 継続	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/記録確認
	過負荷 [UA808]	定格出力の125%以上 150%未満 10sec 継続	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/記録確認
	過負荷 [UA809]	定格出力の150%以上 0.5sec 継続	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※1) による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録 (現地)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置 (非常用のものに限る。) 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象							検査 年月日	検査 結果	備考
			盤面警報・表示									
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障			
軽故障	ファン回路異常 軽[UF254]	ファン異常 軽 (1台) (88THF1)	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
		ファン異常 軽 (1台) (88THF2)	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	制御回路異常 軽[UF351]	制御電源 ヒューズ 断	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	制御回路異常 軽[UF369]	表示用制御電源 異常 (SW11, 12)	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
		表示用制御電源 異常 (SW13, 14)	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	出力電圧異常 軽[UF256]	出力電圧+5%以上 60sec 継続	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
		出力電圧-5%以下 60sec 継続	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	直流入力電圧異常 軽[UF171]	直流入力電圧異常	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※1) による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：



高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録（現地）

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置（非常用のものに限る。） 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象							検査年月日	検査結果	備考
			盤面警報・表示									
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障			
軽故障	NFB トリップ異常 [UF458]	52R トリップ	消灯	消灯	点灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
		8A トリップ	消灯	消灯	点灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
		52L トリップ	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
		72B トリップ	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
		8DD トリップ	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	整流器故障 軽 [UF052]	52RC 指令と 状態の不一致	消灯	消灯	点灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	整流器故障 軽 [UF056]	コンバータ過電流 1分間に10回発生	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
	直流入力ヒューズ断[UF172]	直流入力ヒューズ断	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	
直流運転	制御回路異常 [UA826]	8A 開放	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	目視/ 記録確認	

備考

・記録確認は、申請者の品質記録（※1）による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録 (現地)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置 (非常用のものに限る。) 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象							検査 年月日	検査 結果	備考
			盤面警報・表示									
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障			
重故障	制御回路異常 重 [UF301]	AD/DA 異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	記録確認
	制御回路異常 重 [UF302]	SQ-DSP 異常	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	記録確認
	制御回路異常 重 [UF303]	CN-DSP 異常	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	点灯	年 月 日	記録確認
軽故障	整流器故障 軽 [UF056]	コンバータ過電流 10sec 継続	消灯	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年 月 日	記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※1) による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

### 警報保護装置検査記録 (工場)

検査場所：三菱電機株式会社 電力システム製作所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置 (非常用のものに限る。) 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準：機器及び警報表示が正常に動作すること。

項目	信号名称	検査方法	確認対象 盤面警報・表示							検査 年月日	検査 結果	備考	
			直流起動	交流運転	直流運転	軽故障	過負荷停止	放電終止	重故障				
			重故障	直流電圧異常 重 [UF103]	直流回路電圧 90V以下	消灯	消灯	消灯	消灯				消灯
放電終止	放電終止 [UA834]	直流入力電圧低 下 (100V以下)	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	点灯	点灯	年月日	目視/ 記録確認	
軽故障	ダイオード スタック異常 軽 [UF170]	直流電源側への 充電電流あり	消灯	点灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	整流器故障 軽 [UF059]	コンバータ異常	消灯	消灯	点灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
直流運転	交流入力電源異常 [UA801]	入力電源電圧 +18%以上	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
		入力電源電圧 -30%以下	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
	交流入力電源異常 [UA802]	入力電源周波数 +7%以上	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認
		入力電源周波数 -7%以下	消灯	消灯	点灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	消灯	年月日	目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※1) による。

※1：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

## 系統運転性能検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備 その他の電源装置（非常用のものに限る。） 無停電電源装置 SA監視計器用電源

判定基準 交流及び直流入力運転、交流入力運転、直流入力運転において、出力電圧、出力周波数が許容範囲内であること。

検査対象	出力電圧 (V)		出力周波数 (Hz)		出力電流 (A) (参考値)	検査 年月日	検査 結果	検査方法
	工事計画記載値 許容範囲※1	測定値	工事計画記載値 許容範囲※1	測定値				
交流及び 直流入力運転 (通常運転時)	115 ±2.3		60 ±0.06			年 月 日		目視/ 記録確認
交流入力運転 (72B 開放時)	115 ±2.3		60 ±0.06			年 月 日		目視/ 記録確認
直流入力運転 (52R 開放時)	115 ±2.3		60 ±0.06			年 月 日		目視/ 記録確認

備考

※1：許容範囲はメーカー基準による。

・記録確認は、申請者の品質記録（※2）による。

※2：適合性確認検査成績書の識別番号：

## 高浜発電所第2号機 使用前検査

## 検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考

# 工事計画本文 (原規規発第1606105号)

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

3 その他の電源装置 (非常用のものに限る。)に係る次の事項

(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所

・常設

(SA監視計器用電源)

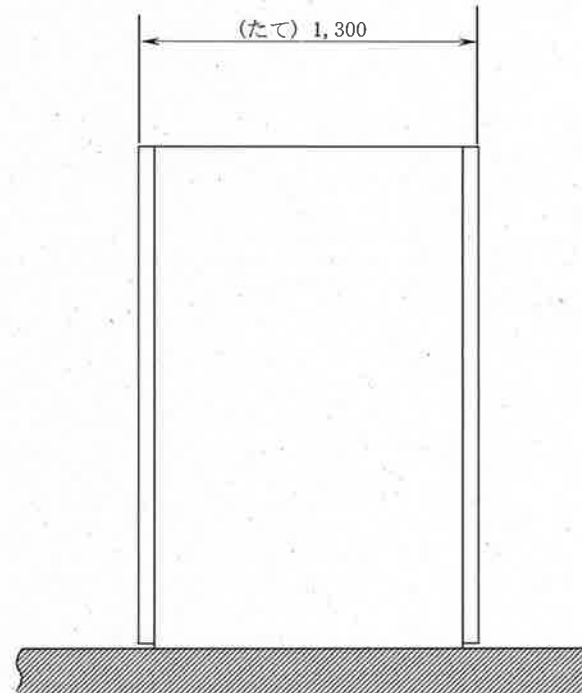
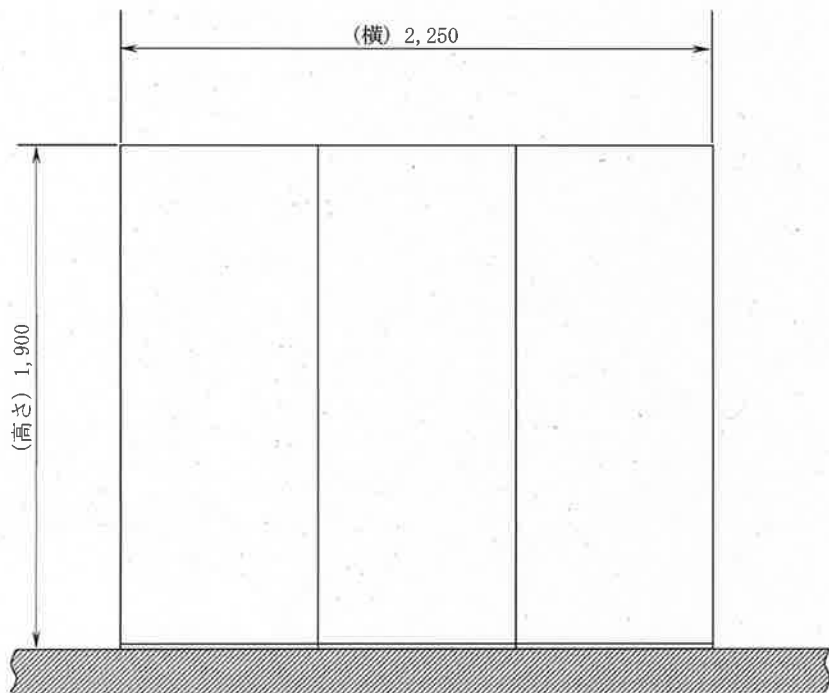
名 称				変 更 前	変 更 後
					SA監視計器用電源
種	類	—			静止型インバータ
容	量	kVA/個			7
電 圧	入	力	V		直流 125
	出	力	V		交流 440
周	波	数	Hz		交流 115
主 要 寸 法	た	て	mm		60
	横		mm		1,300 (注1)
	高		さ	mm	
個	数	—			1,900 (注1)
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		1
	設 置 床		—		SA監視計器用電源
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		

(注1) 公称値

### 検査範囲図

(本資料は申請者の情報を基に作成したものである。)

主要目表		
種類	—	静止型インバータ
容量	kVA/個	7
電圧	入力	V 直流 125 交流 440
	出力	V 交流 115
周波数	Hz	60
個数	—	1
取付箇所	系統名 (ライン名)	— SA 監視計器用電源
	設置床	—
	溢水防護上の 区画番号	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—

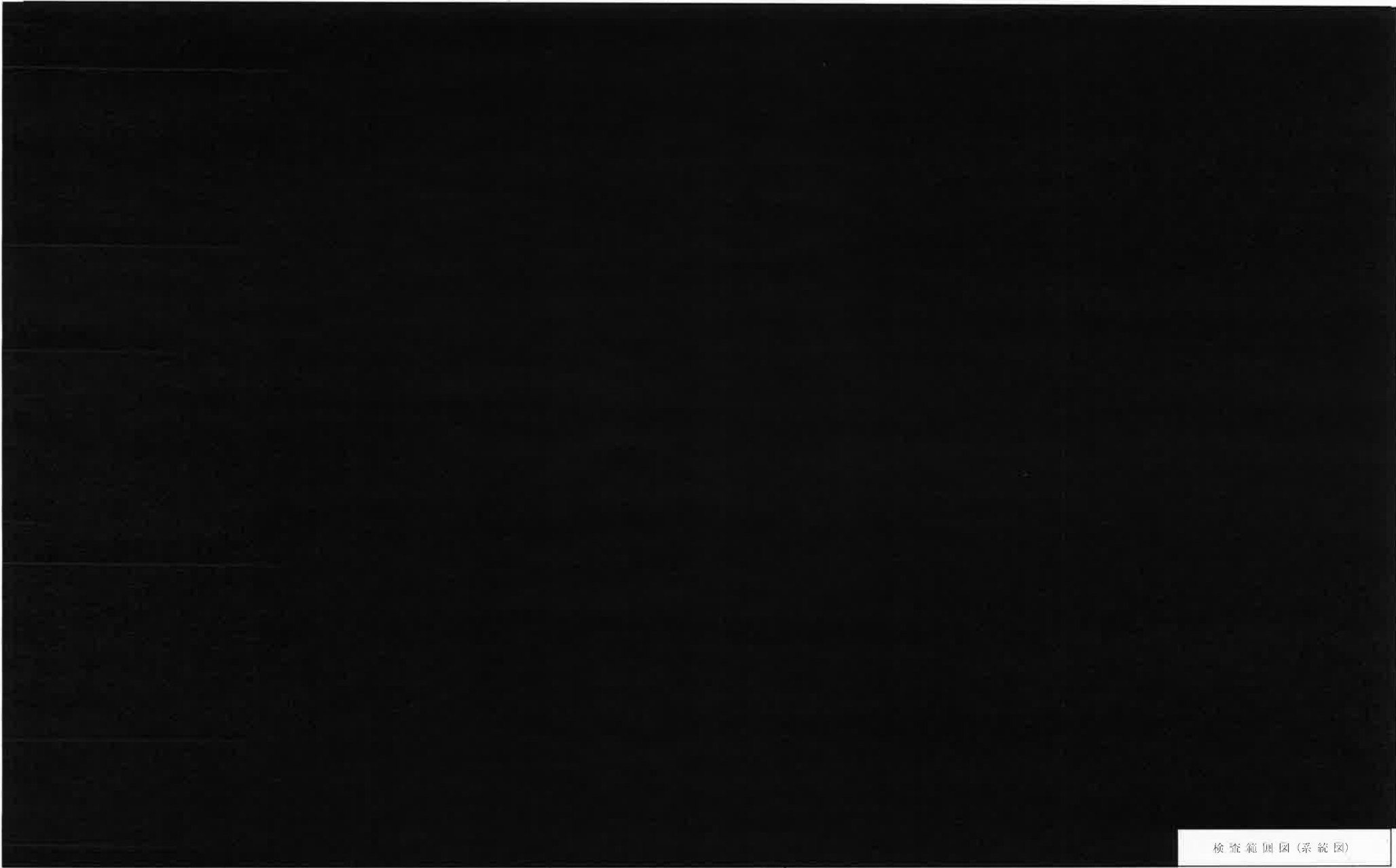


(単位: mm)

検査範囲図

検査範囲図

(本資料は申請者の情報を基に作成したものである。)



検査範囲図(系統図)



## 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	名 称	測定範囲	精 度	備 考
性能検査	デジタルマルチメータ			% of rdg 読みの% dgt 最小桁の数字

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 非常用電源設備

非常用発電装置 燃料設備

補機駆動用燃料設備 (非常用電源設備及び補助ボイラーに  
係るものを除く。)

燃料貯蔵設備

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-27-2

令和元年 12 月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-27-2

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年12月23日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	4
別紙2 使用前検査成績書	5
資料1 工事計画本文	16
資料2 検査範囲図	19
資料3 検査用計器一覧表	22

(最終頁 22)

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

### 1 系統性能検査

- (1) 燃料給油検査
- (2) 容量確認検査

※：原子力規制委員会規則に定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第45条第1項、7項及び8項、第72条第1項であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。  
（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照。）

高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設

名称	個数	検査識別
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備 容器 常設 燃料油貯油そう (重大事故等時のみ1・2号機共用) ※1	2 (機関1台につき1)	容量確認検査
主配管 常設 主配管 (重大事故等時のみ1・2号機共用)	一式	燃料給油検査

※1：その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用。

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)	
工事計画の認可番号	: 原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号	: 原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
	原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
	原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
	原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
	原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
	原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
	原規規発第 1903272 号 (平成 31 年 3 月 27 日)
	原規規発第 19042614 号 (平成 31 年 4 月 26 日)
	原規規発第 1906218 号 (令和元年 6 月 21 日)
	原規規発第 1908192 号 (令和元年 8 月 19 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 系統性能検査

#### (1) 燃料給油検査

##### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 系統構成が完了していることを確認する。

##### ② 検査手順

運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、重大事故等時の系統構成において、検査対象に燃料を給油できることを確認する。

#### (2) 容量確認検査

##### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

##### ② 検査手順

立会い又は申請者の品質記録により、検査対象の容量を確認する。

## V 判定基準

### 1 系統性能検査

#### (1) 燃料給油検査

重大事故等時の系統構成において、異常なく燃料を給油できること。

#### (2) 容量確認検査

容量が許容値を満足していること。

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目 <sup>※1</sup>		備考
		系統性能検査		
		燃料給油検査	容量確認検査	
その他発電用原子炉 の附属施設	非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備 容器 <sup>※3</sup> 主配管	A/B <sup>※2</sup> (主配管)	A/B <sup>※2</sup> (容器)	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会は1回以上とする。

※3：その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用



関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

系統名：非常用電源設備

非常用発電装置 燃料設備

補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係る  
ものを除く。）

燃料貯蔵設備

要領書番号：原規規収第 1610072 号 1-27-2

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備  
非常用発電装置  
燃料設備  
容器  
常設  
燃料油貯油そう（重大事故等時のみ1・2号機共用）※1  
2（機関1台につき1）  
主配管  
常設（重大事故等時のみ1・2号機共用）一式
- ※1：その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）  
のうち燃料貯蔵設備と兼用
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
系統性能検査 燃料給油検査 容量確認検査		印     印	主任技術者     印

### 8 特記事項

- 9 添付資料
- 使用前検査記録
    - 1 検査前確認事項
    - 2 燃料給油検査記録
    - 3 容量確認検査記録
    - 4 検査用計器一覧表

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

系統性能検査

燃料給油検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
系統構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		
	立会/ 記録確認	年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

系統性能検査

容量確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第2号機

## 燃料給油検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備  
 主配管 常設（重大事故等時のみ1・2号機共用）：一式

判定基準：重大事故等時の系統構成において、異常なく燃料給油できること。

検査対象	検査 年月日	検査 結果	検査方法
2 A燃料油貯油そう ～ 2 A燃料油移送ポンプ (重大事故等時のみ1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

## 燃料給油検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備  
 主配管 常設（重大事故等時のみ1・2号機共用）：一式

判定基準：重大事故等時の系統構成において、異常なく燃料給油できること。

検査対象	検査 年月日	検査 結果	検査方法
2 B 燃料油貯油そう ～ 2 B 燃料油移送ポンプ (重大事故等時のみ1・2号機共用)	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

- ※：適合性確認検査成績書の識別番号：



高浜発電所第2号機

## 容量確認検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備  
容器 常設 燃料油貯油そう（重大事故等時のみ1・2号機共用）：2個

判定基準：容量が許容値を満足していること。

検査対象 名称	容量(m <sup>3</sup> )			検査年月日	検査 結果	検査方法
	工事計画 記載値	許容値 <sup>※3</sup>	測定値			
2A燃料油貯油そう <sup>※1</sup>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> (200 <sup>※2</sup> )	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>		年 月 日		目視/ 記録確認

備考

※1：補機駆動用燃料設備のうち燃料貯蔵設備と兼用

※2：公称値

※3：許容値は工事計画による。

・記録確認は、申請者の品質記録（※4）による。

※4：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機

## 容量確認検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 非常用発電装置 燃料設備  
容器 常設 燃料油貯油そう（重大事故等時のみ1・2号機共用）：2個

判定基準：容量が許容値を満足していること。

検査対象 名称	容量(m <sup>3</sup> )			検査年月日	検査 結果	検査方法
	工事計画 記載値	許容値 <sup>※3</sup>	測定値			
2B燃料油貯油そう <sup>※1</sup>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> (200 <sup>※2</sup> )	<div style="background-color: black; width: 80px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>		年 月 日		目視/ 記録確認

備考

※1：補機駆動用燃料設備のうち燃料貯蔵設備と兼用

※2：公称値

※3：許容値は工事計画による。

・記録確認は、申請者の品質記録（※4）による。

※4：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機 使用前検査記録

検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考

# 工事計画本文

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

2 非常用発電装置に係る次の事項

(4) 燃料設備に係る次の事項

ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

・常設

(1/2)

			変更前	変更後
名 称				(注1) 燃料油貯油そう (重大事故等時のみ1・2号機共用)
種 類	—			横置円筒形
容 量	m <sup>3</sup> /個			(200 (注2))
最 高 使 用 圧 力	—			大気圧
最 高 使 用 温 度	℃			40
主 要 寸 法	胴 内 径	mm		4,600 (注2)
	胴 板 厚 さ	mm		(20.0 (注2))
	鏡 板 厚 さ	mm		(20.0 (注2))
	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	mm		4,600 (注3) 460 (注4)
	給 油 口 口 径	mm		89.1 (注2)
	給 油 口 厚 さ	mm		(5.5 (注2))
	油 取 出 口 口 径 (ディーゼル発電機側)	mm		76.3 (注2)
	油 取 出 口 厚 さ (ディーゼル発電機側)	mm		(5.2 (注2))
	油 取 出 口 口 径 (空冷式非常用発電装置側)	mm		76.3 (注2)
	油 取 出 口 厚 さ (空冷式非常用発電装置側)	mm		(5.2 (注2))
	燃 料 油 取 出 口 口 径	mm		60.5 (注2)
	燃 料 油 取 出 口 厚 さ	mm		(3.9 (注2))
	全 長	mm		13,824 (注2)

1

			変 更 前	変 更 後	
材 料	胴	板	—	SM400B	
	鏡	板	—	SM400B	
個		数	—	2 (機関1台につき1)	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—	A燃料油貯油そう 燃料油貯油そう燃料油ライン	B燃料油貯油そう 燃料油貯油そう燃料油ライン
	設 置 床		—		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		

1

(注1) その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用

(注2) 公称値

(注3) 鏡板の中央部における内面の半径を示す。

(注4) 鏡板の隅の丸みの内半径を示す。

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

・常設

変更前						変更後						
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	
	圧力	温度					圧力	温度				
	(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)		
						燃料設備	燃料油貯油そう ～ 燃料油移送 ポンプ  (重大事故等時 のみ1・2号機 共用)	0.6	40	(注2)	(注2)	STPG370
										48.6	3.7	
										(注2)	(注2)	
									(注2)	(注2)	STPG370	
									60.5	3.9		
									(注2)	(注2)	STPG370	
									76.3	5.2		

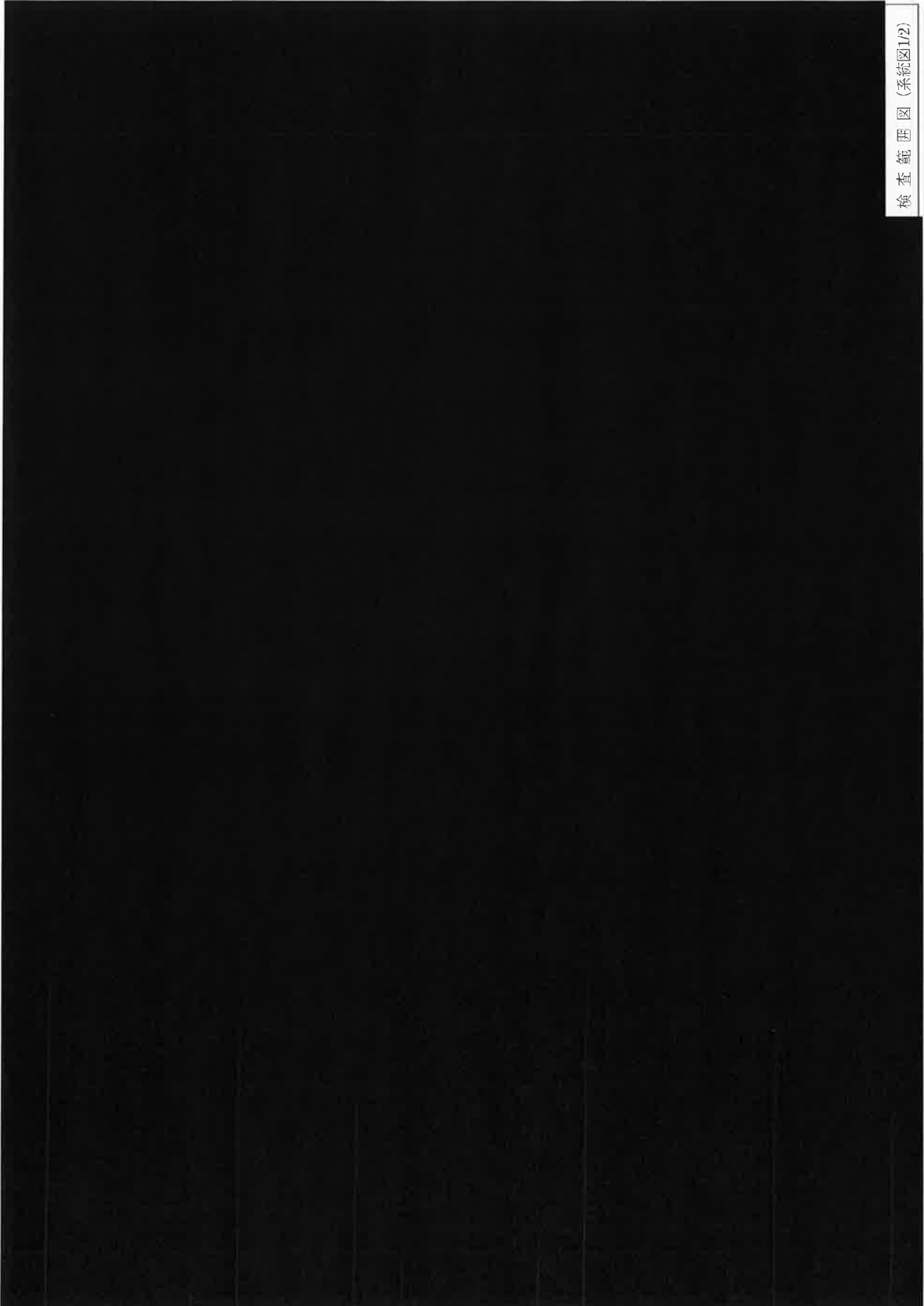
2

(注1) 重大事故等時における使用時の値

(注2) 公称値

(注3) その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）と兼用

(注4) 本設備は既存の設備である



検査範囲図 (系統図1/2)



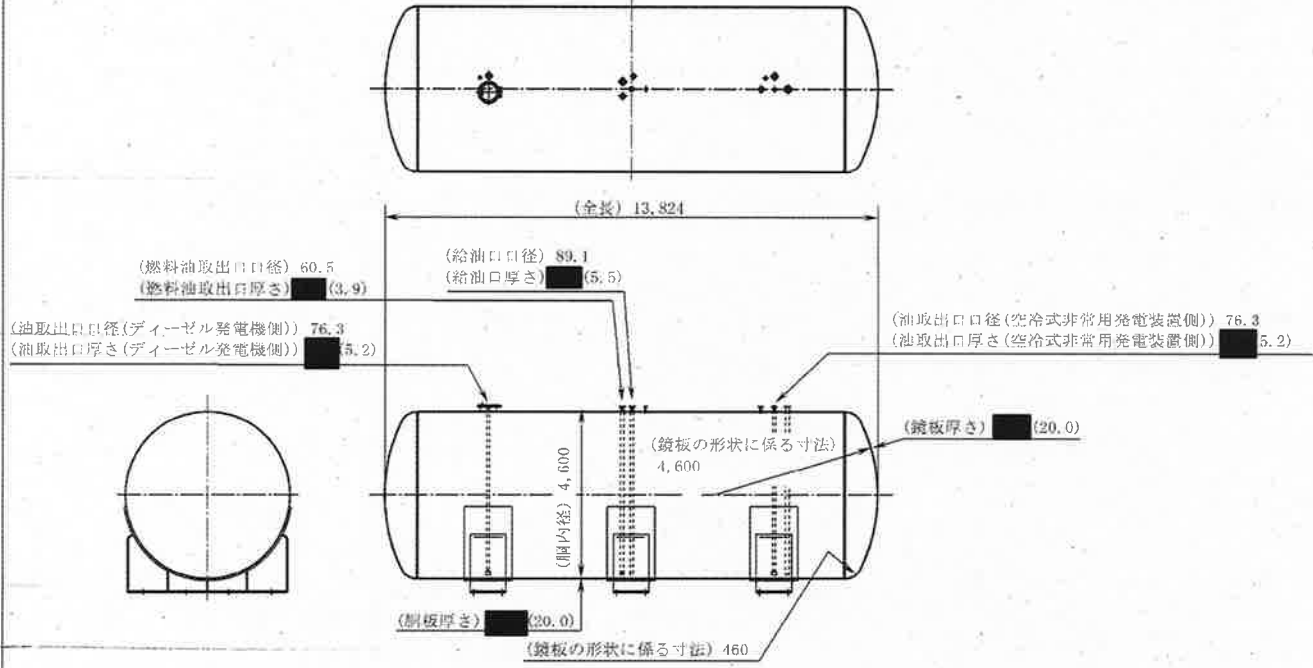
検査範囲図 (系統図2/2)



1

主要目表			
種 類	—	横置円筒形	
容 量	m <sup>3</sup> /個	180 以上 (200)	
最 高 使 用 圧 力	—	大気圧	
最 高 使 用 温 度	℃	40	
材 料	胴 板	—	SM400B
	蓋 板	—	SM400B
個 数	—	2 (機関1台につき1)	
取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	—	A燃料油貯油そう 燃料油貯油そう 燃料油ライン
	設 置 床	—	B燃料油貯油そう 燃料油貯油そう 燃料油ライン
	溢水防護上の 区画番号	—	
	溢水防護上の 配慮が必要な 高さ	—	

※その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用



※重大事故等時のみ1・2号機共用  
 <凡例>  
 塗装あり (全検査範囲)  
 □: 工事計画の機器番号と  
 検査範囲図中の□内の  
 番号は一致する。

(単位: mm)

検査範囲図

### 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
容量確認検査	コンベックス			燃料油貯 油そう

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-28-1

令和元年 5 月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-28-1

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年5月21日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	4
別紙2 使用前検査成績書	5
資料1 工事計画本文	18
資料2 検査範囲図	20
資料3 検査用計器一覧表	22

(最終頁 22)

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

### 1 性能検査

(1) 材料検査

(2) 寸法検査

(3) 外観検査

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第11条及び第52条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照）

高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物	一式

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903272 号 (平成 31 年 3 月 27 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 性能検査

#### (1) 材料検査

##### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

##### ② 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

## (2) 寸法検査

### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

### ② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

## (3) 外観検査

### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### ②検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

(詳細は、資料2「検査範囲図」参照)

## (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

### ② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

(詳細は、資料2「検査範囲図」参照)

## V 判定基準

### 1 性能検査

#### (1) 材料検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

#### (2) 寸法検査

各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

#### (3) 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

#### (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。



## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目※1				備考
		性能検査				
		材料検査	寸法検査	外観検査	組立て及び 据付け状態を 確認する検査	
その他発電用原子炉火災防護設備 の附属施設	火災区域構造物及び火災区画構造物	B	A/B※2	A/B※2	A/B※2	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

B：記録確認検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備  
火災区域構造物及び火災区画構造物

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-28-1

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
火災防護設備  
火災区域構造物及び火災区画構造物 一式
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
性能検査 材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査		印	主任技術者  印
		印	

### 8 特記事項

### 9 添付資料

#### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 性能検査記録
  - (1) 材料検査
  - (2) 寸法検査
  - (3) 外観検査
  - (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査
- 3 検査用計器一覧表

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 共通事項

#### 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

材料検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

寸法検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 性能検査

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (材料検査)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備  
火災区域構造物及び火災区画構造物：一式

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	材料	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ストレーナ室及び 海水管トンネル	鉄筋コンクリート	年 月 日		記録確認
燃料油貯油そうエリア	鉄筋コンクリート	年 月 日		記録確認

## 備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物：一式

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象	主要寸法 (mm)	許容値 <sup>*1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ストレーナ室及び 海水管トンネル	150 以上 ( <span style="background-color: black; color: black;">          </span> * <sup>2</sup> )			年 月 日		目視/ 記録確認
燃料油貯油そうエリア	150 以上 ( <span style="background-color: black; color: black;">          </span> * <sup>2</sup> )			年 月 日		目視/ 記録確認

## 備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値のうち最小のもの

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物：一式			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ストレーナ室及び 海水管トンネル	年 月 日		目視/ 記録確認
燃料油貯油そうエリア	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。</li> <li>※：適合性確認検査成績書の識別番号：</li> </ul>			

高浜発電所第2号機

**性能検査記録**  
(組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備  
火災区域構造物及び火災区画構造物：一式

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ストレーナ室及び 海水管トンネル	年 月 日		目視/ 記録確認
燃料油貯油そうエリア	年 月 日		目視/ 記録確認

備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第2号機 使用前検査記録  
検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

検査項目	検査用計器	管理番号	測定範囲	測定精度	校正年月日 有効期限	備考

## 工事計画本文

### その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災区域構造物及び火災区画構造物

・海水ポンプ室、海水管トレンチ室

変更前					変更後						
名 称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名 称			種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号			
-											
					海水ポンプ室ケーブルトレンチ <sup>(注1)</sup>	火災区域		壁	150 以上 (注2)	鉄筋コンクリート	
					海水ストレージ室及び海水管トンネル	火災区域					

(注1) 本設備は既存の設備である。

(注2) 公称値のうち最小のもの

・燃料油貯油そう

変更前					変更後						
名 称			種類	主要寸法 (mm)	材料	名 称			種類	主要寸法 (mm)	材料
火災区域(区画)名称	区分	番号				火災区域(区画)名称	区分	番号			
-											
					燃料油貯油そうエリア	火災区域		壁	150 以上 (注1)	鉄筋コンクリート	

(注1) 公称値のうち最小のもの

工事計画添付図面の補足抜粋  
(以下は申請者の情報を基に作成したものである。)

## 許容範囲の根拠

名称		許容差 (mm)	備考
海水管トレンチ室 燃料油貯油そう	鉄筋 コンクリート		

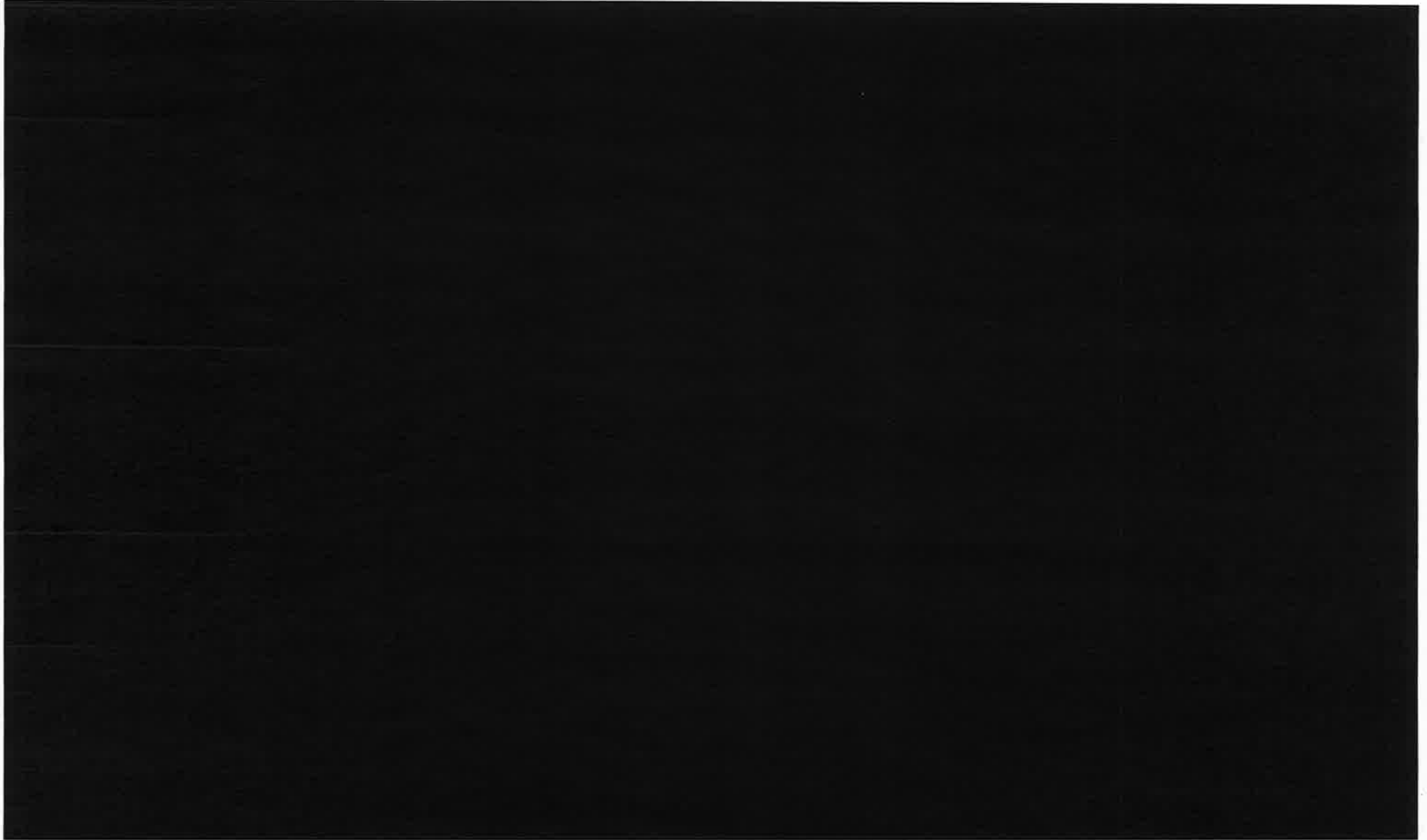
(注 1) 火災区域構造物又は火災区画構造物の耐火能力として、+側の許容差は規定しない。

(注 2) 出典: 土木工事共通仕様書



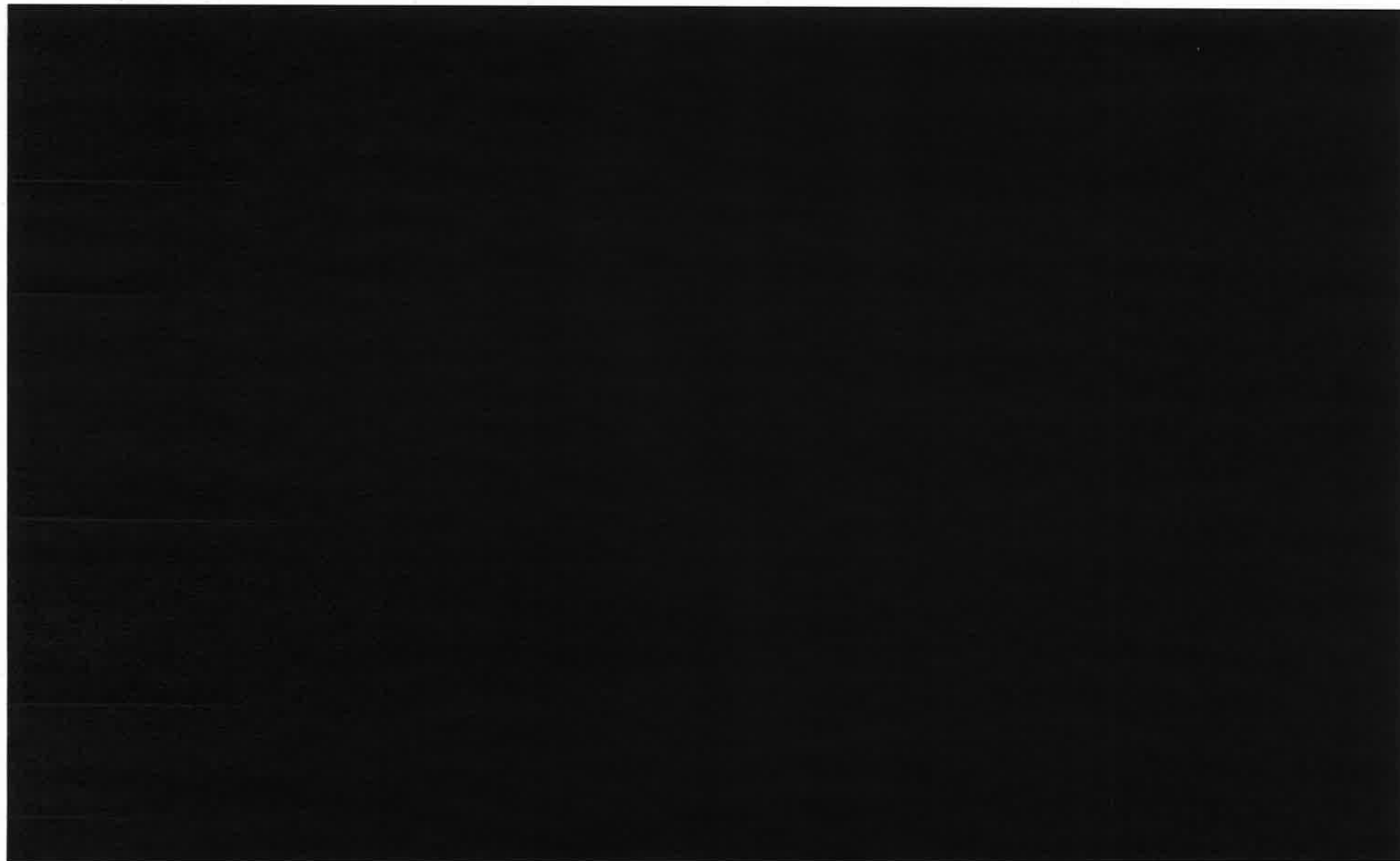
## 検査範囲図（1 / 2）

（以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。）



## 検査範囲図（2 / 2）

（以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。）



## 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
寸法検査	コンベックス			

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備  
消火設備  
主配管 (常設)

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-29

平成 31 年 3 月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-29

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成31年3月22日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	4
別紙2 使用前検査成績書	5
資料1 工事計画本文	11
資料2 検査範囲図	15

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

### 1 系統機能検査

#### (1) 通水検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第11条及び第52条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社 高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。  
(詳細は、資料1「工事計画本文」及び資料2「検査範囲図」参照)

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設	一式
火災防護設備	
消火設備	
主配管（常設）	

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 系統機能検査

#### (1) 通水検査

##### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 系統構成が完了していることを確認する。

##### ② 検査手順

運転及び操作への立会い又は申請者の品質記録により、通水が可能であることを確認する。



## V 判定基準

### 1 系統機能検査

#### (1) 通水検査

異常なく通水できること。

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目 <sup>※1</sup>	備考
		系統機能検査	
		通水検査	
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 消火設備 主配管（常設）	A / B <sup>※2</sup>	

※1：記号説明

A / B：抜取立会検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備  
消火設備  
主配管 (常設)

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-29

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社 高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
火災防護設備  
消火設備  
主配管（常設）一式
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

系統機能検査

通水検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
系統構成が完了していること。	立会/ 記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第2号機			
通水検査記録			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 消火設備 主配管（常設）：一式			
判定基準：異常なく通水できること。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
弁(2V-6913C) ～ 格納容器内第1分岐点	月 年 日		目視/ 記録確認
1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点 ～ A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点	月 年 日		目視/ 記録確認
A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点 ～ アニュラス内第1分岐点	月 年 日		目視/ 記録確認
2号機火災区画供給ライン分岐点 ～ 弁(2V-6913D)	月 年 日		目視/ 記録確認
備 考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。</li> <li>    ※：適合性確認検査成績書の識別番号：</li> </ul>			



# 工事計画本文

(以下、「工事計画本文」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

消火設備

主配管 (常設)

二

変更前						変更後					
名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (℃)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料
消火設備	(注1) 弁(2V-6913D) ～ 格納容器貫通部 PEN#228	[Redacted]		(注2) 6.0	STPG42	消火設備	変更なし				
		-					(注3) 弁(2V-6913C) ～ 格納容器内 第1分岐点	[Redacted]		(注2) 6.0	STPG42

[Redacted Box] : 検査対象

変更前						変更後						
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	
	圧力	温度					圧力	温度				
	(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)		
						消火設備	1号機、2号機 火災区画 供給ライン 分岐点 ～ A、B消火水 バックアップ 供給ライン 消火水配管合流点				(注2,3)	(注3)
							7.1	STPG370	(注2,3)	(注3)		
							7.1	STPG42	(注2)			
							10.3	STPT370	(注2)			

: 検査対象

変更前					変更後							
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材料	
	圧力	温度					圧力	温度				
	(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)			(MPa)	(°C)	(mm)	(mm)		
						消火設備				(注2)		
							A、B消火水 バックアップ 供給ライン 消火水配管合流点				5.5	SUS304TP
							～				(注2, 3)	(注3)
							アニュラス内 第1分岐点				6.0	STPG42
							～				(注2, 3)	(注3)
							2号機 火災区画 供給ライン 分岐点				7.1	STPG42
							～				(注2)	
						弁(2V-6913D)				6.0	SUS304TP	
										(注2)		
										6.0	SUS304TP	

(注1) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注2) 公称値

(注3) 本設備は既存の設備である。

: 検査対象

以下の設備は、既存（一部新設を含む）の1号機設備であり、本工事計画で1号機及び2号機で共用とする。

・ 常設

A、B淡水タンク～No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ（1号機設備、1・2号機共用）

No.1電動消火ポンプ、No.1ディーゼル消火ポンプ～1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点（1号機設備、1・2号機共用）

No.1～No.4消火水バックアップタンク～A、B消火水バックアップポンプ（1号機設備、1・2号機共用）

A、B消火水バックアップポンプ～A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点（1号機設備、1・2号機共用）

## 検査範囲図

(以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 消火設備 主配管 (常設)



検査範囲図

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-30

令和元年 7月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社 高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-30

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年 7月19日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 立会区分表	5
別紙2 使用前検査成績書	6
資料1 工事計画本文	30
資料2 寸法許容範囲	35
資料3 検査範囲図	51
資料4 構造図	53
資料5 検査用計器一覧表	69



## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、その他発電用原子炉の附属施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

### 1 性能検査

- (1) 材料検査
- (2) 寸法検査
- (3) 外観検査
- (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。本検査に関する条項は第6条及び第51条であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社 高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された下記の施設とする。

（詳細は、資料1「工事計画本文」、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照）

高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設

名称	個数
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋	2個

その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋	15個
---	-----

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)
原規規発第 1903272 号 (平成 31 年 3 月 27 日)
原規規発第 19042614 号 (平成 31 年 4 月 26 日)
原規規発第 1906218 号 (令和元年 6 月 21 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

## 2 性能検査

### (1) 材料検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### ② 検査手順

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

### (2) 寸法検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

#### ② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

### (3) 外観検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### ② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

(詳細は、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照)

### (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

#### ① 検査前確認事項

- a 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b 必要な図面等が準備されていることを確認する。

#### ② 検査手順

目視又は申請者の品質記録により、組立て及び据付け状態を確認する。

(詳細は、資料3「検査範囲図」及び資料4「構造図」参照)

## V 判定基準

### 1 性能検査

#### (1) 材料検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

(2) 寸法検査

各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

(3) 外観検査

有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

(4) 組立て及び据付け状態を確認する検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目※ <sup>1</sup>				備考
		性能検査				
		材料検査	寸法検査	外観検査	組立て及び 据付け状態を 確認する検査	
その他発電用原子炉 の附属施設	浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋	B	A/B※ <sup>2</sup>	A/B※ <sup>2</sup>	A/B※ <sup>2</sup>	

※1：記号説明

A/B：抜取立会検査

B：記録確認検査

※2：抜取立会検査における立会いは、検査項目ごとに1回以上を原則とする。

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-30

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号

- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日

- 5 検査場所 関西電力株式会社 高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
浸水防護施設  
外郭浸水防護設備  
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2個  
海水ポンプ室浸水防止蓋 15個

- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
性能検査 材料検査 寸法検査 外観検査 組立て及び据付け状態を確認する検査		印	主任技術者  印
		印	

### 8 特記事項

### 9 添付資料

#### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 性能検査記録
  - (1) 材料検査
  - (2) 寸法検査
  - (3) 外観検査
  - (4) 組立て及び据付け状態を確認する検査
- 3 検査用計器一覧表



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第 2 号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

材料検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

寸法検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第 2 号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

性能検査

外観検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 性能検査

組立て及び据付け状態を確認する検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (材料検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：2 個

海水ポンプ室浸水防止蓋：15 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	材料	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋	SUS316	年 月 日		記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋	SUS316	年 月 日		

## 備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：2 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 1	たて	290 <sup>※2</sup>	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	340 <sup>※2</sup>	338.8 ～ 341.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	19.5 (20 <sup>※2</sup> )	19.5 ～ 20.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
循環水ポンプ室 浸水防止蓋 2	たて	290 <sup>※2</sup>	288.8 ～ 291.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	340 <sup>※2</sup>	338.8 ～ 341.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	19.5 (20 <sup>※2</sup> )	19.5 ～ 20.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 1	外径	600 <sup>※2</sup>	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 2	外径	600 <sup>※2</sup>	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 3	外径	600 <sup>※2</sup>	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

## 備 考

※ 1 : 許容値は工事計画による。

※ 2 : 公称値

・ 記録確認は、申請者の品質記録 (※ 3) による。

※ 3 : 適合性確認検査成績書の識別番号 :



高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 4	外径	600 <sup>※2</sup>	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 5	外径	600 <sup>※2</sup>	598 ～ 602	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 6	外径	800 <sup>※2</sup>	798 ～ 802	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	17.5 (18 <sup>※2</sup> )	17.5 ～ 18.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

## 備考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 7	たて	790 <sup>※2</sup>	788 ～ 792	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	3700 <sup>※2</sup>	3696 ～ 3704	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 <sup>※2</sup> )	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 8	たて	790 <sup>※2</sup>	788 ～ 792	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	995 <sup>※2</sup>	993 ～ 997	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 <sup>※2</sup> )	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 9	たて	790 <sup>※2</sup>	788 ～ 792	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	910 <sup>※2</sup>	908 ～ 912	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 <sup>※2</sup> )	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 10	たて	790 <sup>※2</sup>	788 ～ 792	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	3730 <sup>※2</sup>	3726 ～ 3734	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 <sup>※2</sup> )	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 11	たて	790 <sup>※2</sup>	788 ～ 792	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	3855 <sup>※2</sup>	3851 ～ 3859	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	15.5 (16 <sup>※2</sup> )	15.5 ～ 16.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 12	たて	310 <sup>※2</sup>	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	320 <sup>※2</sup>	318.8 ～ 321.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 <sup>※2</sup> )	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 13	たて	320 <sup>※2</sup>	318.8 ～ 321.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	320 <sup>※2</sup>	318.8 ～ 321.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 <sup>※2</sup> )	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認
海水ポンプ室 浸水防止蓋 14	たて	310 <sup>※2</sup>	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	横	310 <sup>※2</sup>	308.8 ～ 311.2	～	年 月 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 <sup>※2</sup> )	11.5 ～ 12.5	～	年 月 日		目視 / 記録確認

備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (寸法検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：各部の主要寸法の測定値が許容寸法を満足すること。

検査対象		主要寸法 (mm)	許容値 <sup>※1</sup> (mm)	測定値 (mm)	検査年月日	検査 結果	検査方法
海水ポンプ室 浸水防止蓋 15	たて	320 <sup>※2</sup>	318.8 ～ 321.2	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	横	320 <sup>※2</sup>	318.8 ～ 321.2	～	月 年 日		目視 / 記録確認
	厚さ	11.5 (12 <sup>※2</sup> )	11.5 ～ 12.5	～	月 年 日		目視 / 記録確認

## 備 考

※1：許容値は工事計画による。

※2：公称値

・記録確認は、申請者の品質記録（※3）による。

※3：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (外観検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：2 個

判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認

備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 6	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 7	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考			
・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。			
※：適合性確認検査成績書の識別番号：			



高浜発電所第 2 号機			
性能検査記録 (外観検査)			
検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所			
検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個			
判定基準：有害な欠陥（表面に機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、変形、腐食、浸食）がないこと。			
検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 8	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 10	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 12	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 15	年 月 日		目視/ 記録確認
備 考			
・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。			
※：適合性確認検査成績書の識別番号：			

高浜発電所第2号機

**性能検査記録**  
(組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋：2個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
循環水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認

## 備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

### 性能検査記録 (組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 2	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 3	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 4	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 5	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 6	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 7	年 月 日		目視/ 記録確認

備考

・記録確認は、申請者の品質記録 (※) による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：

高浜発電所第 2 号機

## 性能検査記録 (組立て及び据付け状態を確認する検査)

検査場所：関西電力株式会社 高浜発電所

検査範囲：その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

海水ポンプ室浸水防止蓋 : 15 個

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	検査年月日	検査結果	検査方法
海水ポンプ室浸水防止蓋 8	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 10	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 11	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 12	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 14	年 月 日		目視/ 記録確認
海水ポンプ室浸水防止蓋 15	年 月 日		目視/ 記録確認

## 備 考

- ・記録確認は、申請者の品質記録（※）による。

※：適合性確認検査成績書の識別番号：



## 工事計画本文

(以下、「工事計画本文」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設

浸水防護施設

外郭浸水防護設備

循環水ポンプ室浸水防止蓋

海水ポンプ室浸水防止蓋

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	循環水ポンプ室浸水防止蓋1、2	
種	類	—		浸水防止蓋	
主要 寸法	た	て		mm	290 (注1)
	横			mm	340 (注1)
	厚	さ		mm	19.5 (20 (注1))
材	料			—	SUS316

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋1	
種	類	—		マンホール	
主要 寸法	外	径		mm	600 (注1)
	厚	さ		mm	17.5 (18 (注1))
材	料			—	SUS316

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋2	
種	類	—		マンホール	
主要 寸法	外	径		mm	600 (注1)
	厚	さ		mm	17.5 (18 (注1))
材	料			—	SUS316

(注1) 公称値

 : 検査対象

				変更前	変更後
名称				—	海水ポンプ室浸水防止蓋3
種	類	—			マンホール
主要寸法	外	径	mm		600 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料				—

(注1) 公称値

				変更前	変更後
名称				—	海水ポンプ室浸水防止蓋4
種	類	—			マンホール
主要寸法	外	径	mm		600 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料				—

(注1) 公称値

				変更前	変更後
名称				—	海水ポンプ室浸水防止蓋5
種	類	—			マンホール
主要寸法	外	径	mm		600 (注1)
	厚	さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料				—

(注1) 公称値

 : 検査対象

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋6
種	類	—		マンホール
主要寸法	外 径	mm		800 (注1)
	厚 さ	mm		17.5 (18 (注1))
材	料	—		SUS316

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋7
種	類	—		機器搬入用蓋
主要寸法	た て	mm		790 (注1)
	横	mm		3,700 (注1)
	厚 さ	mm		15.5 (16 (注1))
材	料	—	SUS316	

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋8
種	類	—		機器搬入用蓋
主要寸法	た て	mm		790 (注1)
	横	mm		995 (注1)
	厚 さ	mm		15.5 (16 (注1))
材	料	—	SUS316	

(注1) 公称値

 : 検査対象



			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋9	
種	類	—		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	790 (注1)
	横			mm	910 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料		—	SUS316	

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋10	
種	類	—		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	790 (注1)
	横			mm	3,730 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料		—	SUS316	

(注1) 公称値

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	海水ポンプ室浸水防止蓋11	
種	類	—		機器搬入用蓋	
主要寸法	た	て		mm	790 (注1)
	横			mm	3,855 (注1)
	厚	さ		mm	15.5 (16 (注1))
材	料		—	SUS316	

(注1) 公称値

 : 検査対象

			変更前	変更後
名称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋12
種類				電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	たて	mm		310 (注1)
	横	mm		320 (注1)
	厚さ	mm		11.5 (12 (注1))
材	料	-	SUS316	

(注1) 公称値

			変更前	変更後
名称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋13
種類				電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	たて	mm		320 (注1)
	横	mm		320 (注1)
	厚さ	mm		11.5 (12 (注1))
材	料	-	SUS316	

(注1) 公称値

			変更前	変更後
名称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋14
種類				電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	たて	mm		310 (注1)
	横	mm		310 (注1)
	厚さ	mm		11.5 (12 (注1))
材	料	-	SUS316	

(注1) 公称値

			変更前	変更後
名称			-	海水ポンプ室浸水防止蓋15
種類				電気防食電極ボックス用蓋
主要寸法	たて	mm		320 (注1)
	横	mm		320 (注1)
	厚さ	mm		11.5 (12 (注1))
材	料	-	SUS316	

(注1) 公称値

 : 検査対象

## 寸法許容範囲

(以下、「寸法許容範囲」は申請者の情報を基に作成したものである。)

## (1) 循環水ポンプ室浸水防止蓋1、2の寸法許容範囲

工事計画書記載の循環水ポンプ室浸水防止蓋1、2に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、2	たて	291.2	290	288.8	
	横	341.2	340	338.8	
	厚さ	20.5	20	19.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、2	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋1の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋1に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 1	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$ JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$ JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋2の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋2に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋2	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋2	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋3の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋3に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋3	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋3	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋4の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋4に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋4	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋4	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋5の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋5に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋5	外径	602	600	598	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋5	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$ JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$ JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」



## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋6の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋6に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋6	外径	802	800	798	
	厚さ	18.5	18	17.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋6	外径	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋7の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋7に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋7	たて	792	790	788	
	横	3,704	3,700	3,696	
	厚さ	16.5	16	15.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋7	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋8の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋8に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋8	たて	792	790	788	
	横	997	995	993	
	厚さ	16.5	16	15.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋8	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋9の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋9に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法 (mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	たて	792	790	788	
	横	912	910	908	
	厚さ	16.5	16	15.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 9	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋10の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋10に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋10	たて	792	790	788	
	横	3,734	3,730	3,726	
	厚さ	16.5	16	15.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋10	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋11の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋11に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋11	たて	792	790	788	
	横	3,859	3,855	3,851	
	厚さ	16.5	16	15.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋11	たて	公称値 $\pm 2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 4\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋12の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋12に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋12	たて	311.2	310	308.8	
	横	321.2	320	318.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋12	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋13の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋13に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	たて	321.2	320	318.8	
	横	321.2	320	318.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 13	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」



## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋14の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋14に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称	適用寸法(mm)			備 考	
	最大値	公称値	最小値		
海水ポンプ室浸水防止蓋14	たて	311.2	310	308.8	
	横	311.2	310	308.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称	許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋14	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

## (1) 海水ポンプ室浸水防止蓋15の寸法許容範囲

工事計画書記載の海水ポンプ室浸水防止蓋15に関する公称値の許容範囲は次のとおり

名 称		適用寸法 (mm)			備 考
		最大値	公称値	最小値	
海水ポンプ室浸水防止蓋 15	たて	321.2	320	318.8	
	横	321.2	320	318.8	
	厚さ	12.5	12	11.5	

## (2) 許容範囲の根拠

許容範囲の根拠となる許容差等は次のとおり

名 称		許容差	根 拠
海水ポンプ室浸水防止蓋 15	たて	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	横	公称値 $\pm 1.2\text{mm}$	JIS B 0405
	厚さ	公称値 $\pm 0.5\text{mm}$	JIS B 0405

出典：日本工業規格 JIS B 0405 「普通公差 - 第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差」

### 検査範囲図 (1 / 2)

(以下、「検査範囲図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋





高浜発電所第2号機

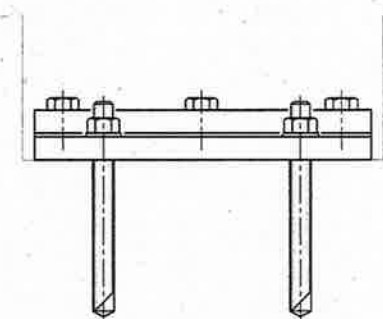
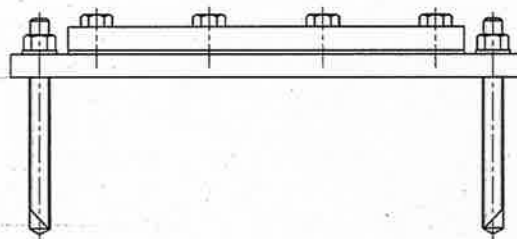
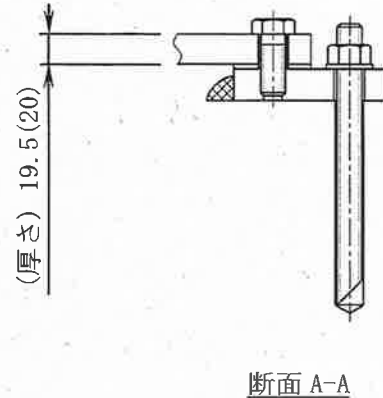
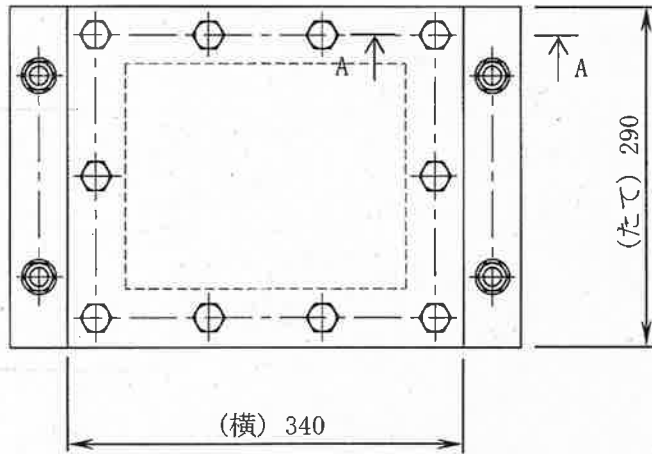
その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)に係る機器の  
配置を明示した図面  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室周辺エリア

# 構造図 (1 / 16)

(以下、「構造図」は申請者の情報を基に作成したものである。)

その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設 外郭浸水防護設備 循環水ポンプ室浸水防止蓋 海水ポンプ室浸水防止蓋

53



主要目表	
種類	浸水防止蓋
材料	SUS316

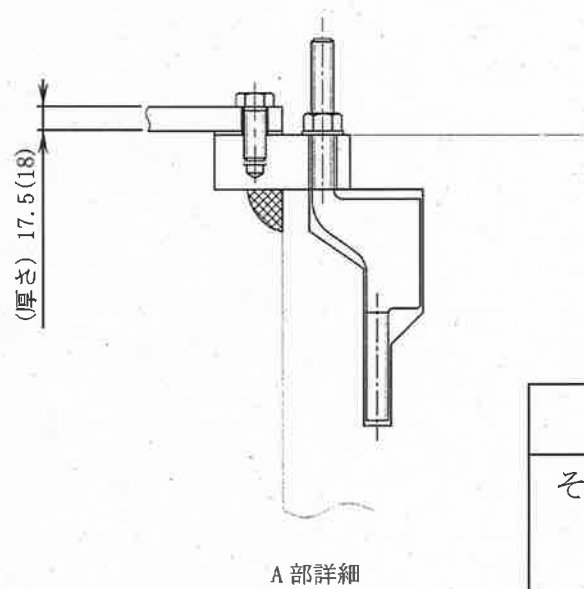
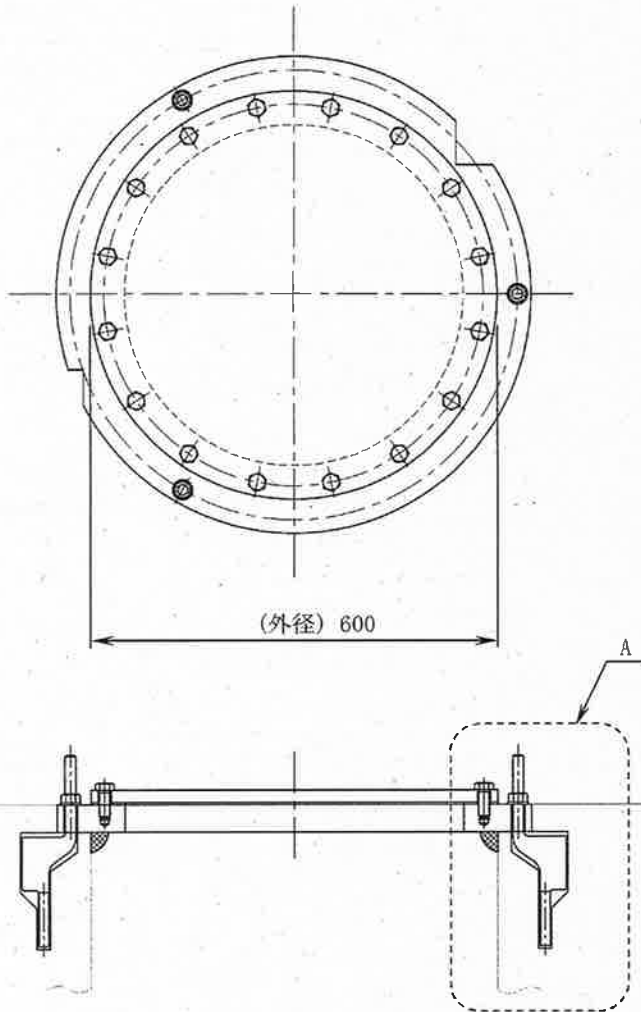
高浜発電所第2号機 その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備) 循環水ポンプ室浸水防止蓋 1、2
---

(単位：mm)

資料 4-1

構造図 (2 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316



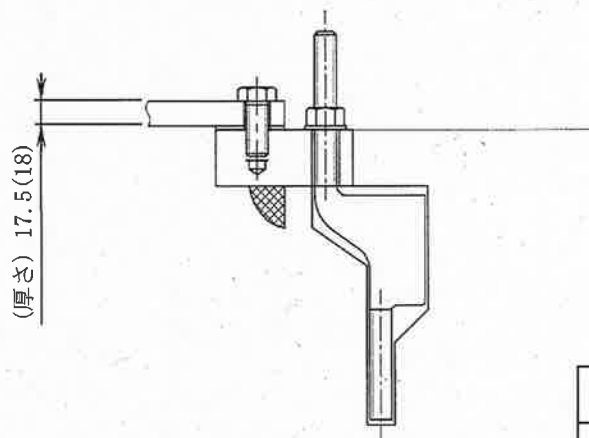
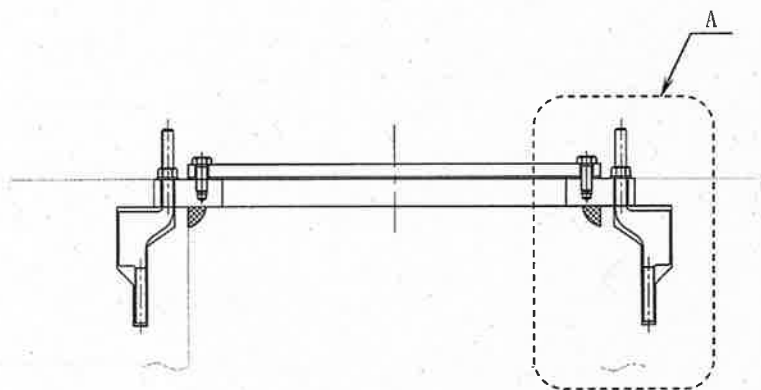
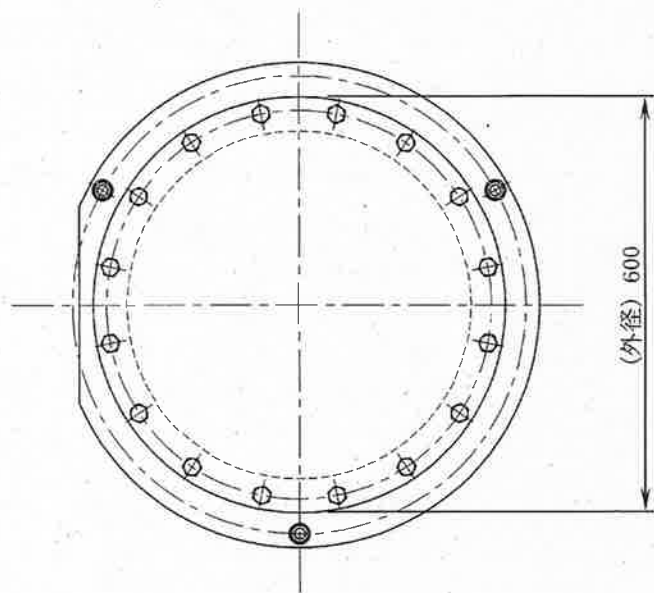
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 1

構造図 (3 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316

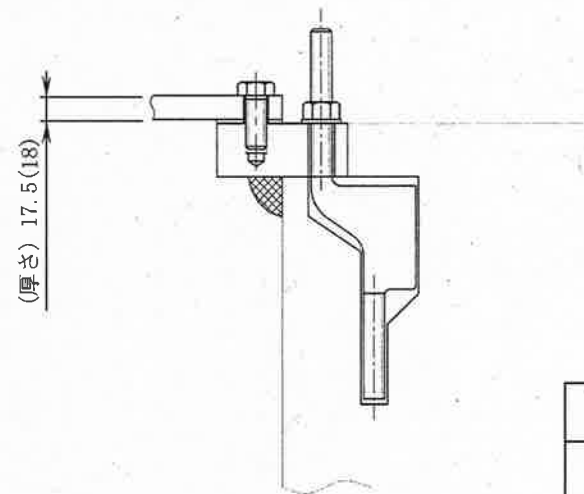
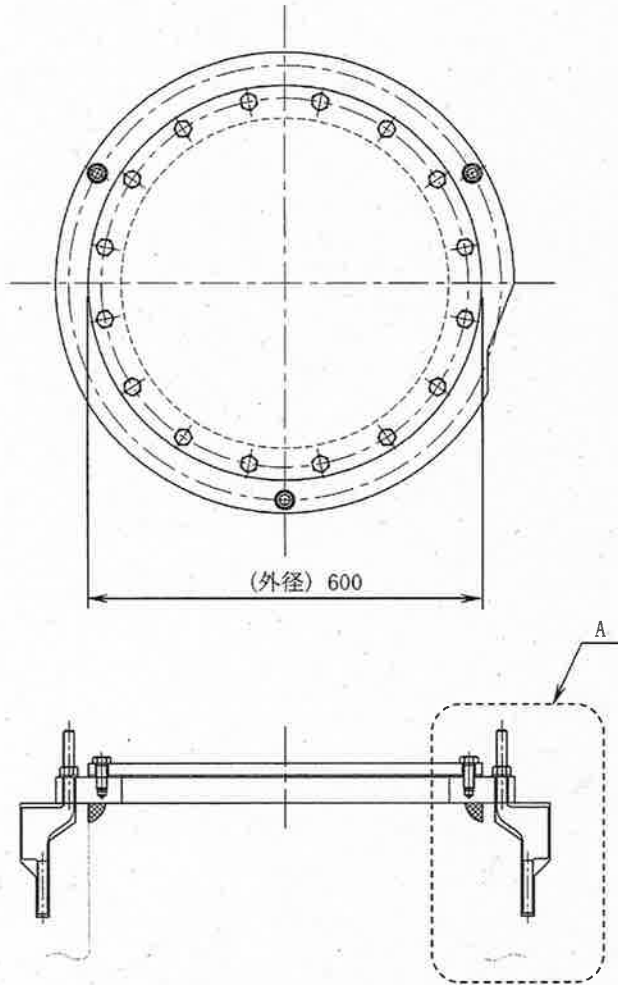


A 部詳細

(単位 : mm)

高浜発電所第 2 号機  
 その他発電用原子炉の附属施設  
 (浸水防護施設)の構造図  
 (外郭浸水防護設備)  
 海水ポンプ室浸水防止蓋 2

構造図 (4 / 16)



主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316

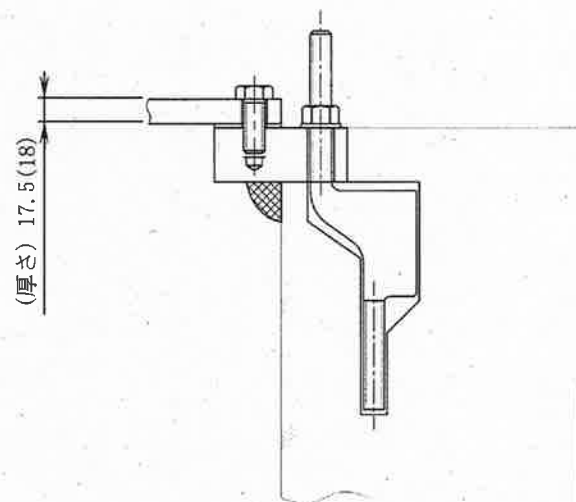
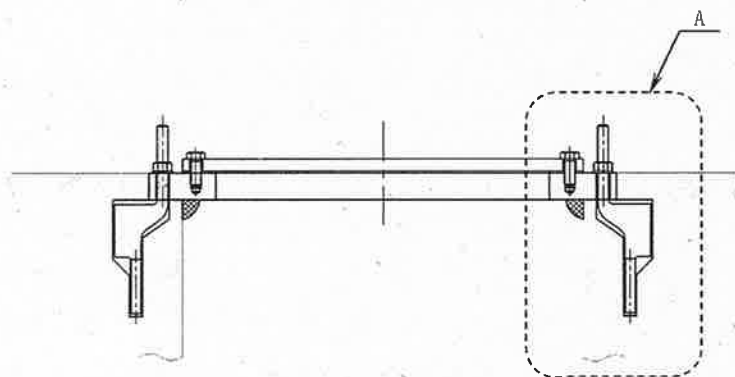
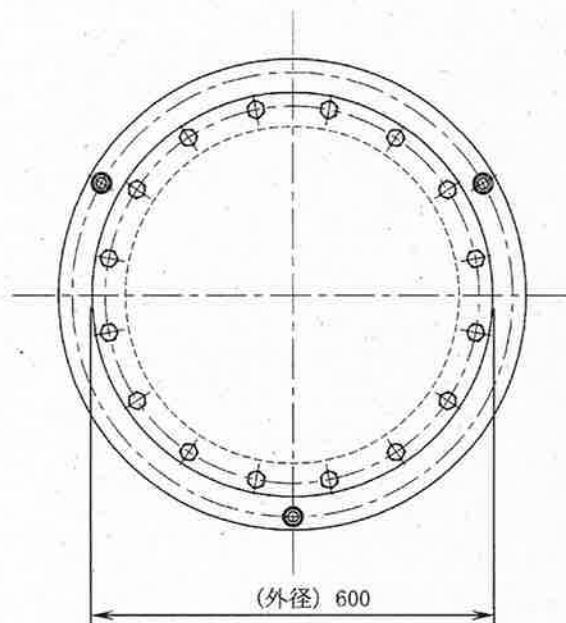
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機 その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備) 海水ポンプ室浸水防止蓋3
---



構造図 (5 / 16)

主要目表	
種類	マンホール
材料	SUS316

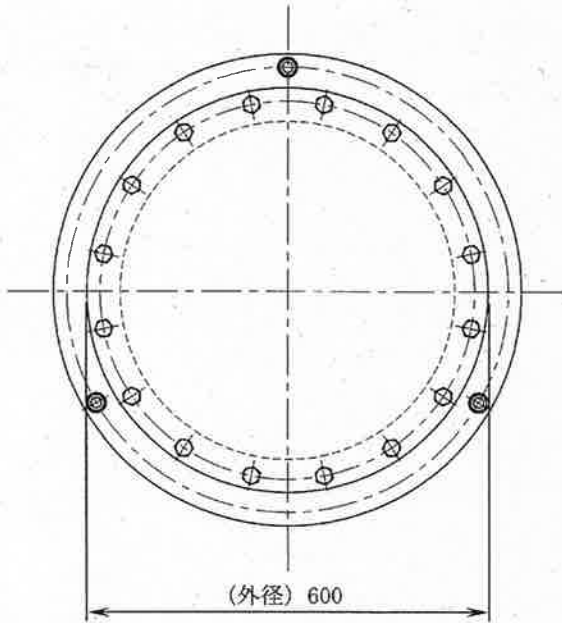


A 部詳細

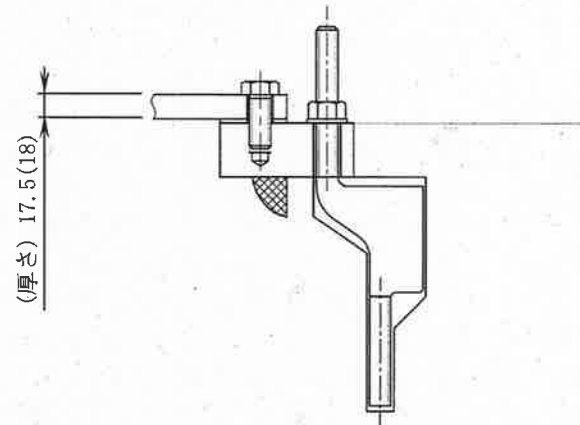
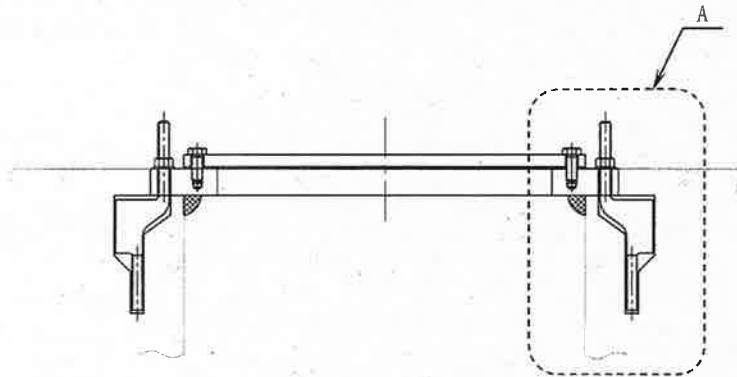
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機  
 その他発電用原子炉の附属施設  
 (浸水防護施設)の構造図  
 (外郭浸水防護設備)  
 海水ポンプ室浸水防止蓋 4

構造図 (6 / 16)



(外径) 600



(厚さ) 17.5 (18)

A 部詳細

主要目表

種類	マンホール
材料	SUS316

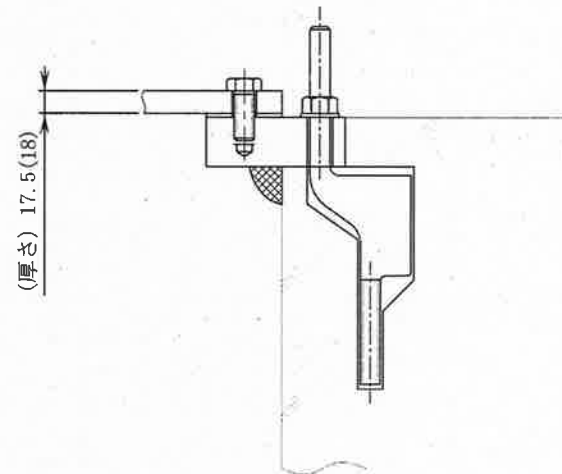
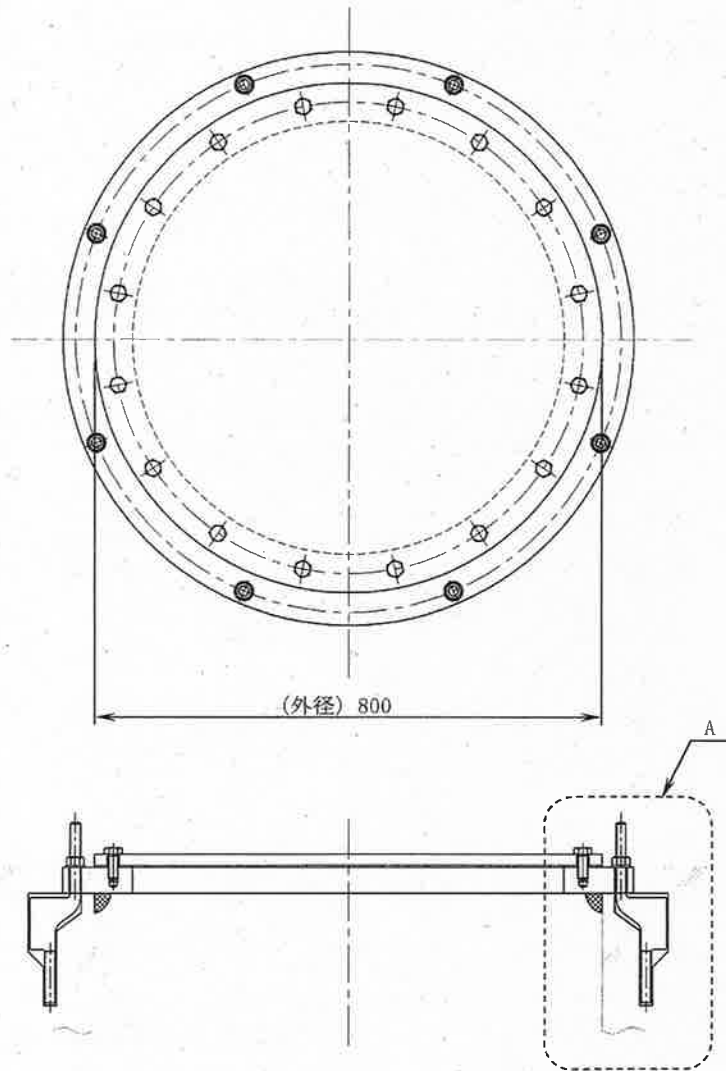
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 5

構造図 ( 7 / 1 6 )

主 要 目 表	
種 類	マンホール
材 料	SUS316



(単位 : mm)

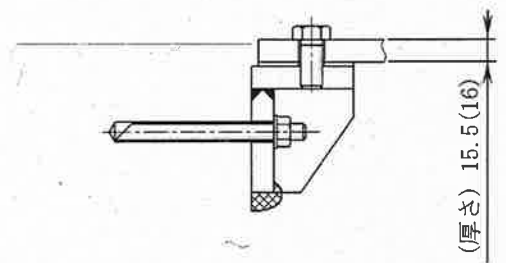
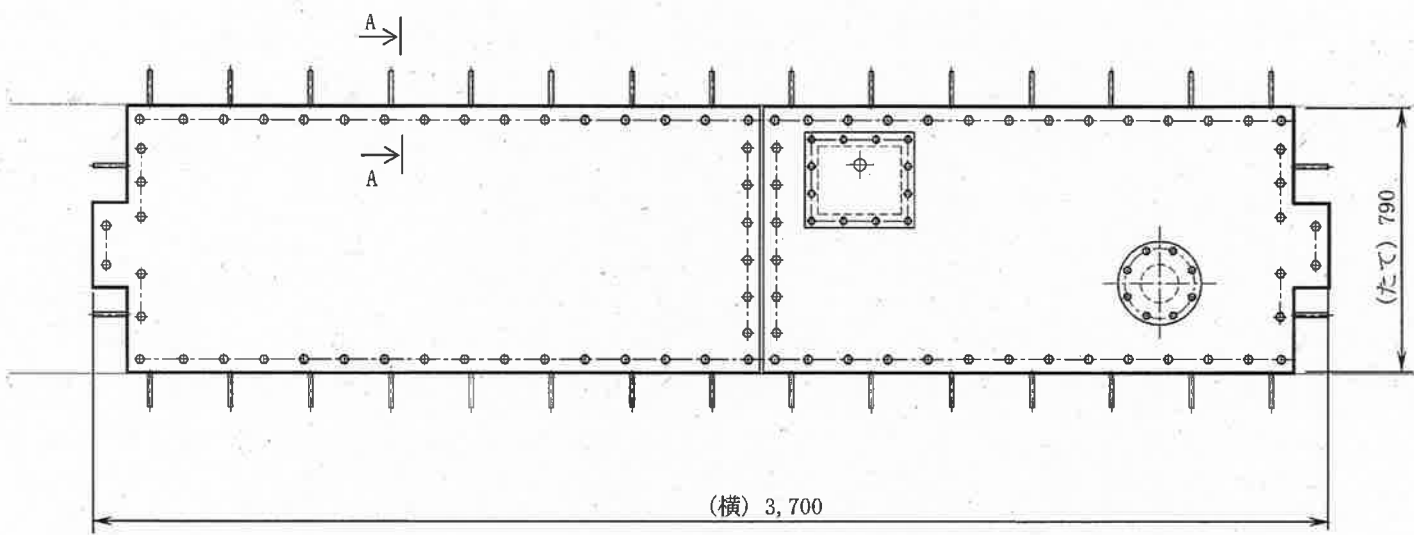
高浜発電所第 2 号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 6

A 部詳細

構造図 ( 8 / 1 6 )

主 要 目 表	
種 類	機器搬入用蓋
材 料	SUS316



断面 A-A

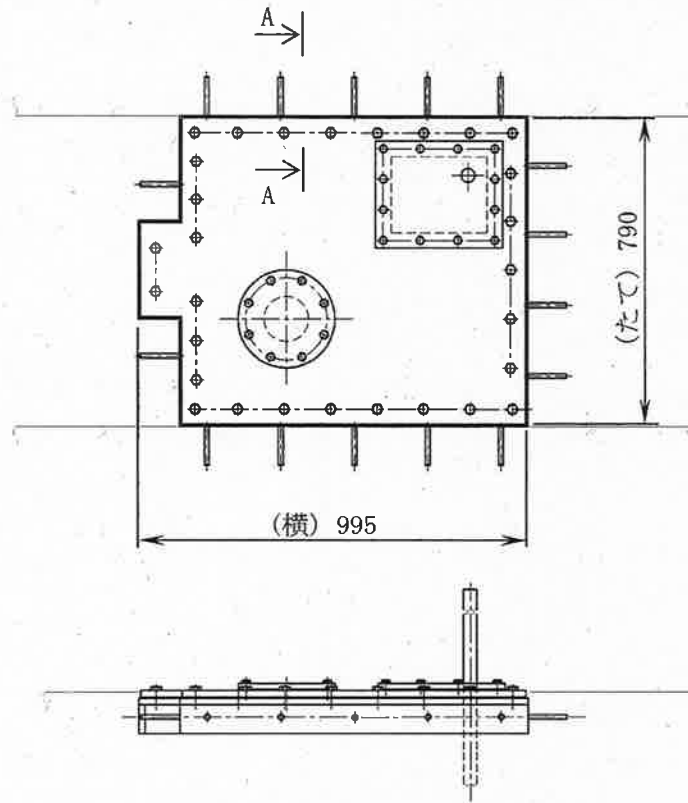
(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

(単位 : mm)

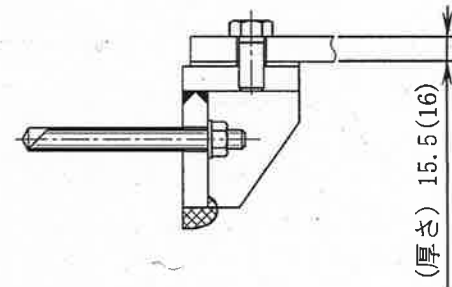
高浜発電所第 2 号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 7

構造図 (9 / 16)

61



主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

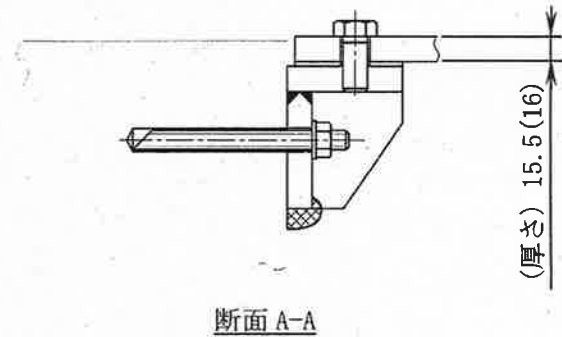
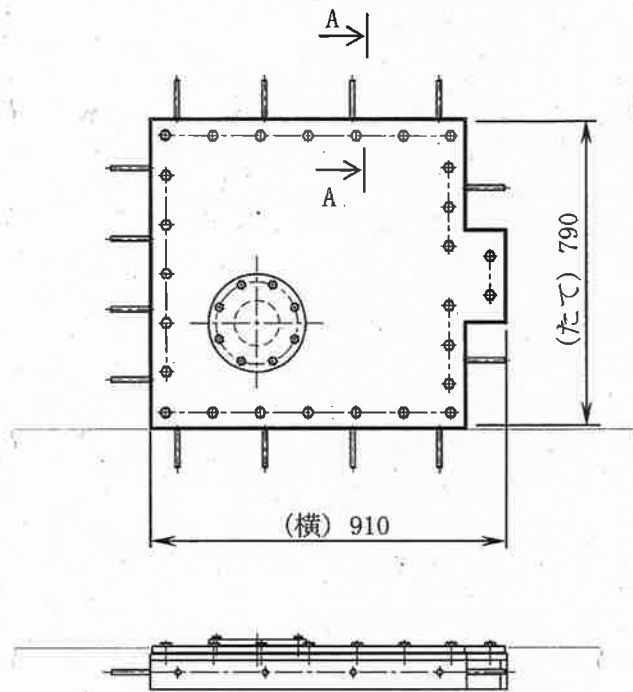
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 8

構造図 (10 / 16)

主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

(単位 : mm)

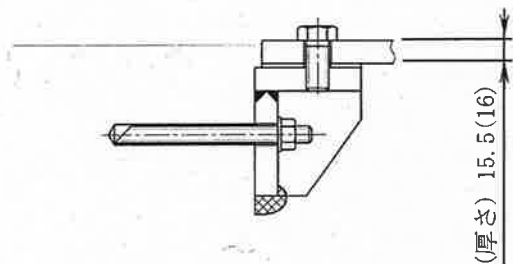
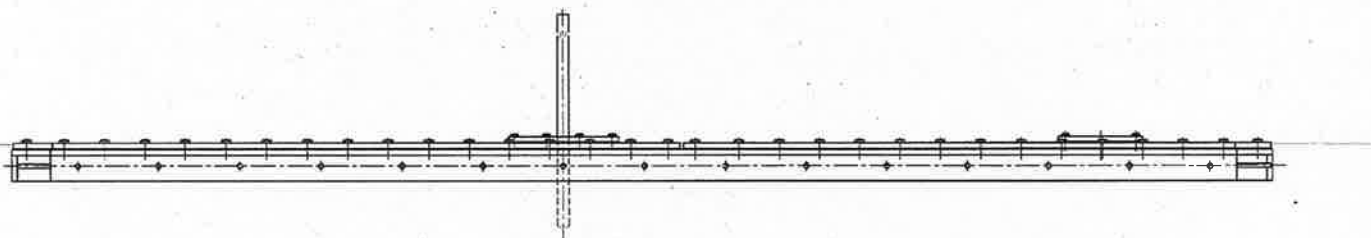
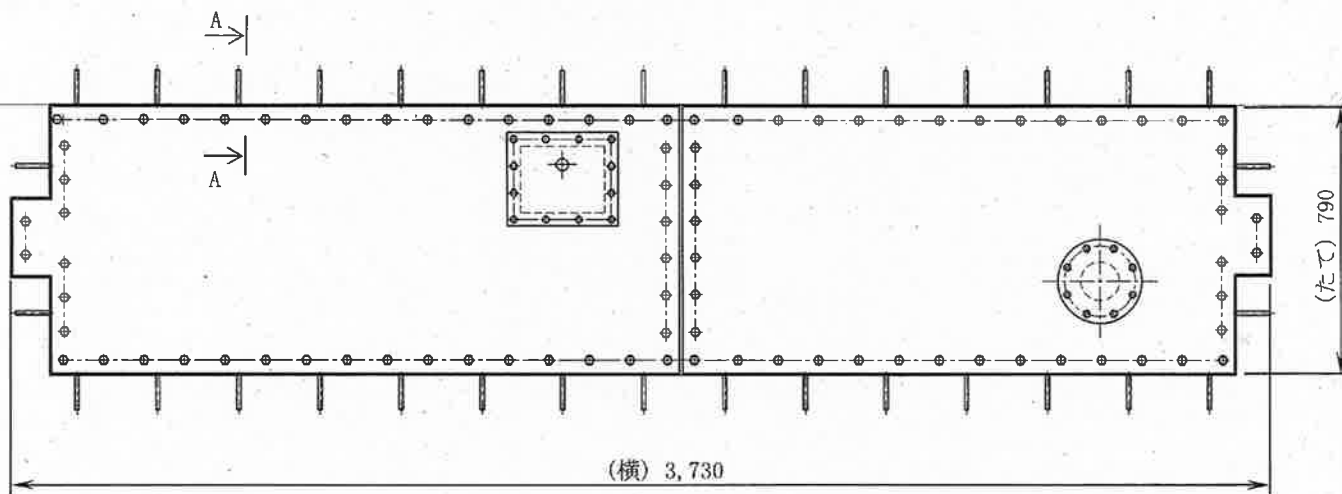
高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 9

資料 4-10

# 構造図 (11 / 16)

主要目表	
種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

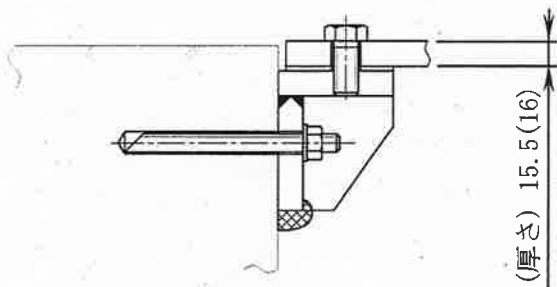
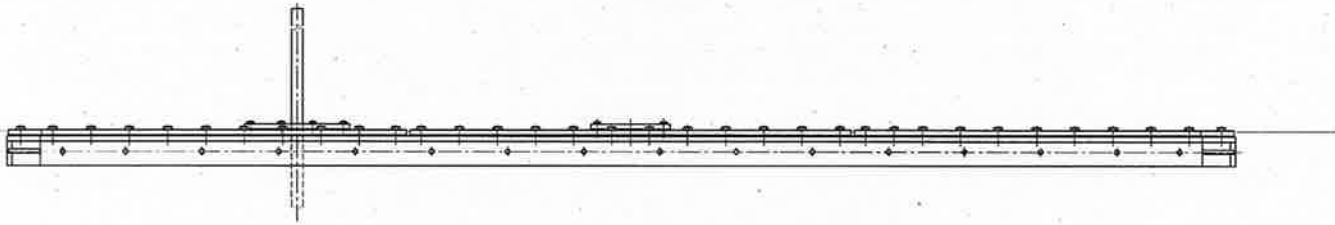
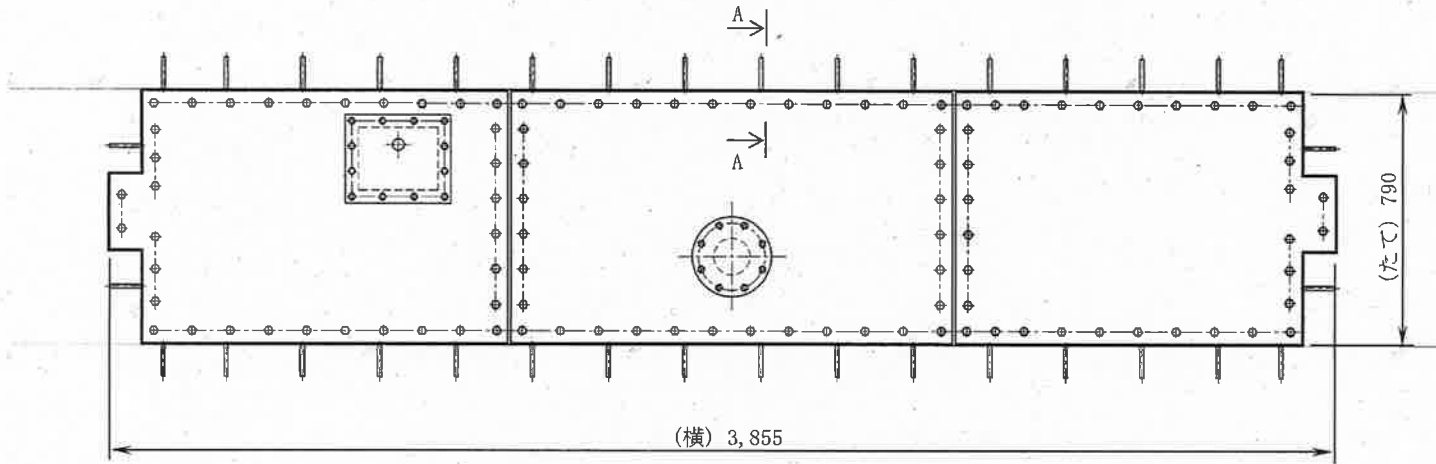
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 10

構造図 (12 / 16)

主要目表

種類	機器搬入用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

(注) 機器搬入用蓋を構成する部材は一体構造である。

(単位 : mm)

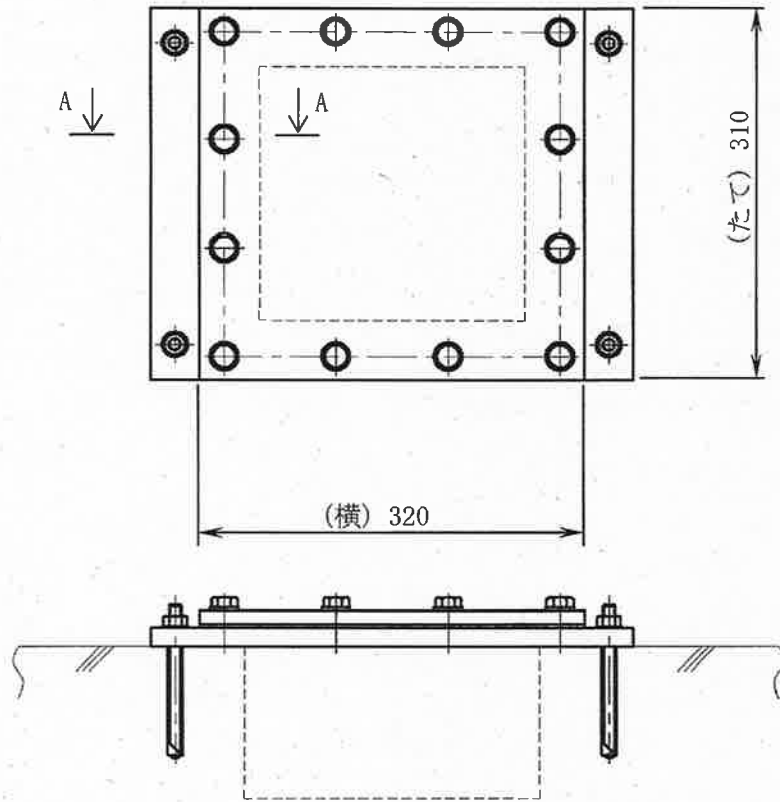
高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 11

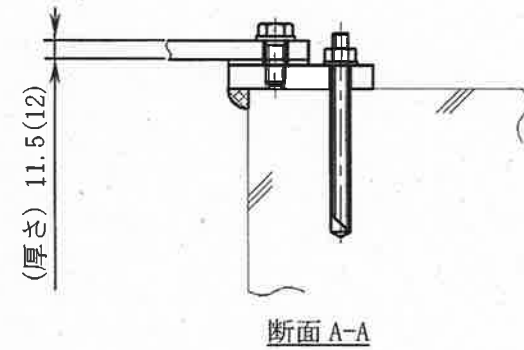
資料4-12



構造図 (13 / 16)



主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



断面 A-A

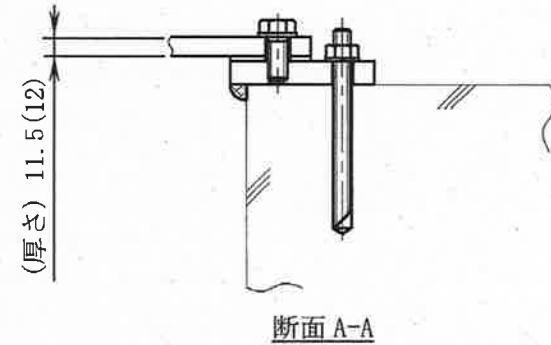
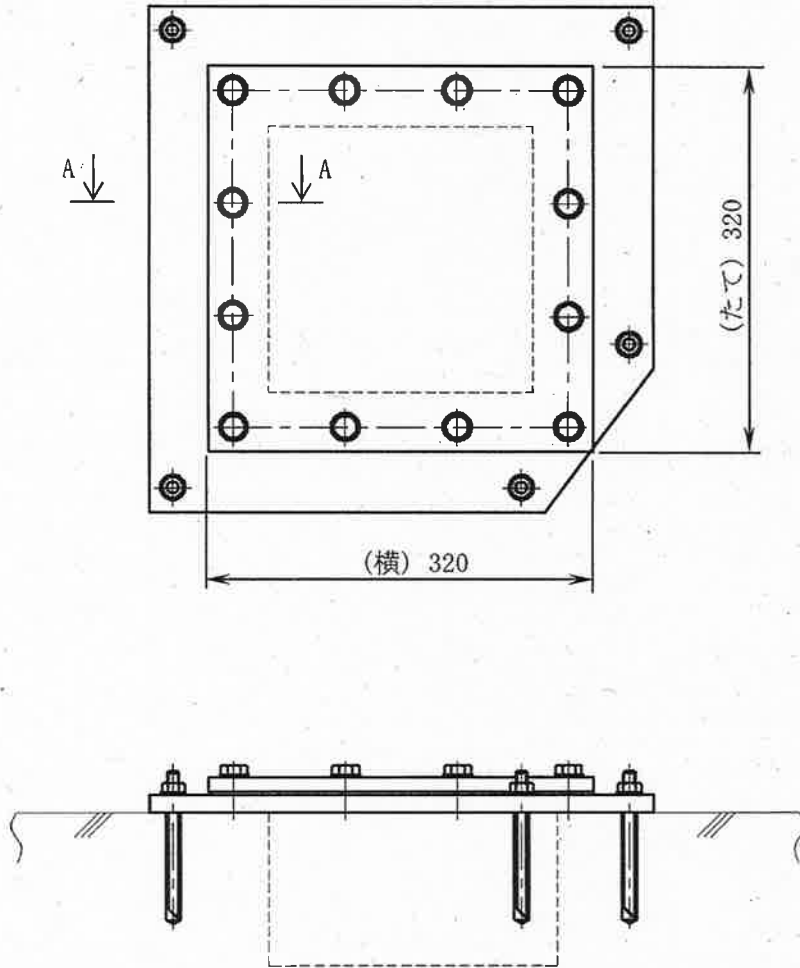
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 12

構造図 (14 / 16)

主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316

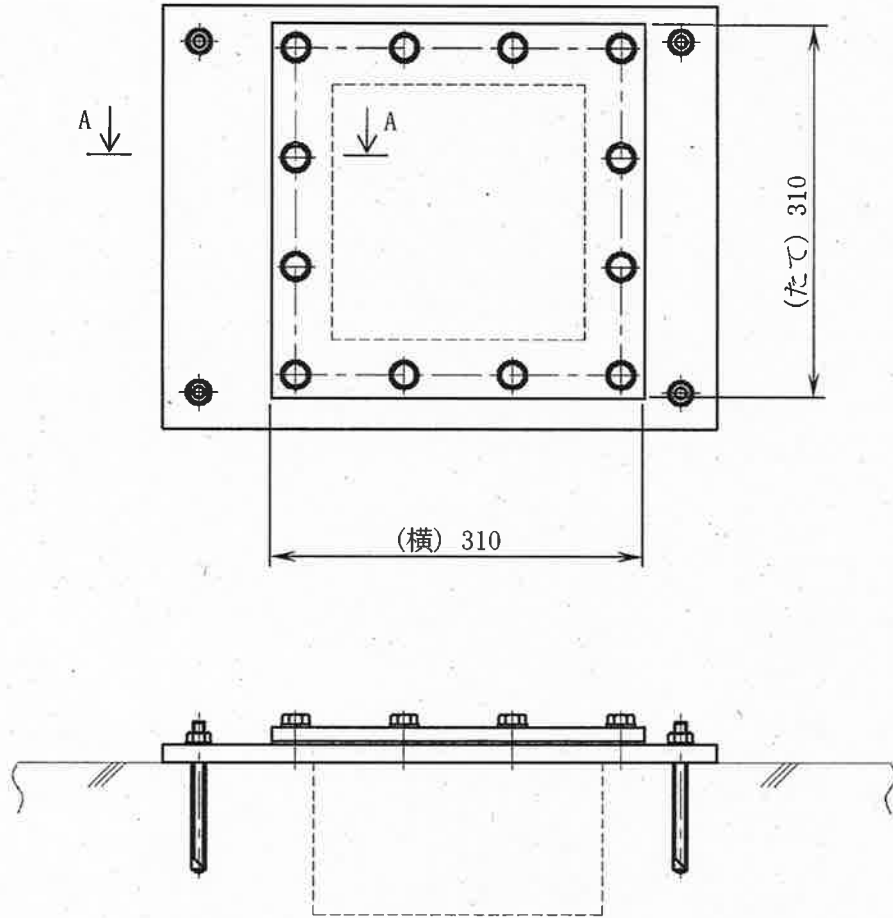


(単位 : mm)

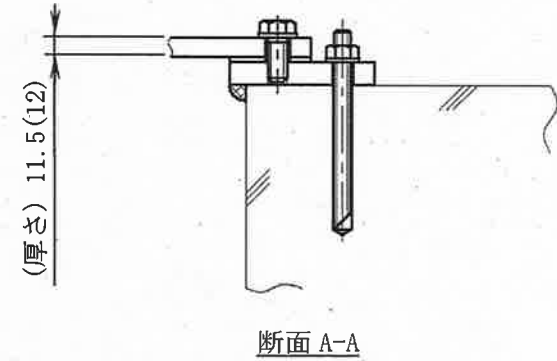
高浜発電所第2号機

その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 13

構造図 (15/16)



主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



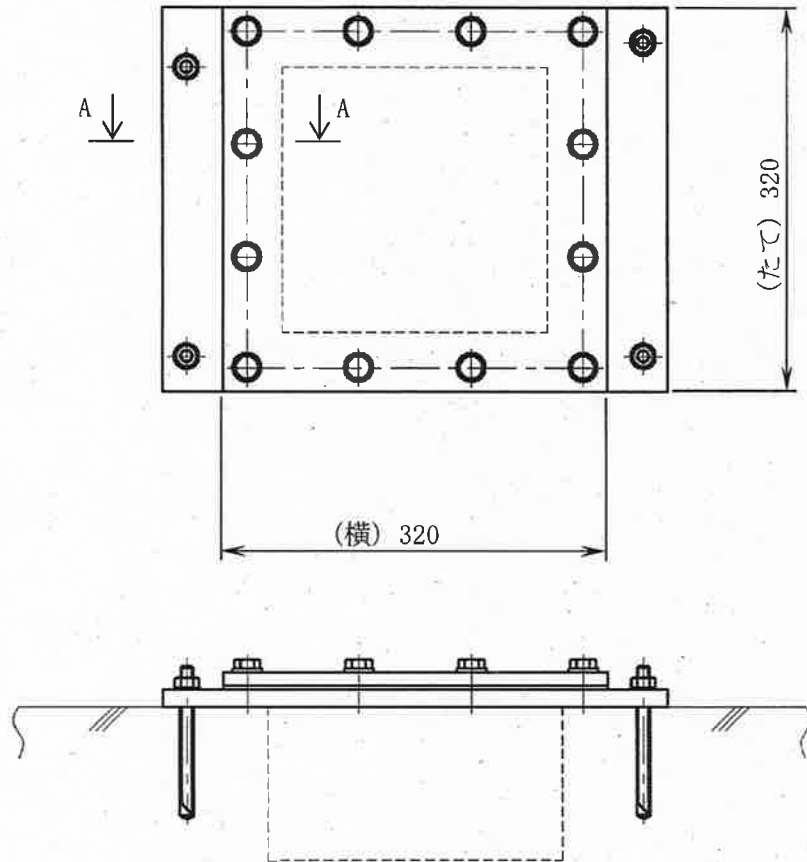
(単位 : mm)

高浜発電所第2号機

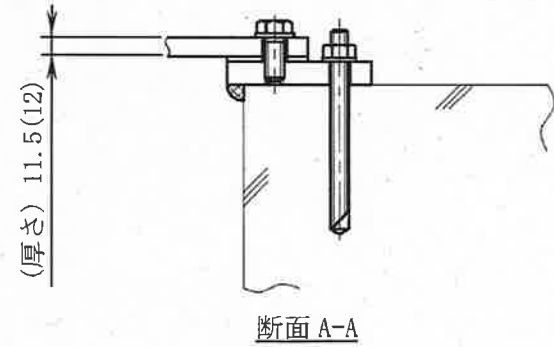
その他発電用原子炉の附属施設  
(浸水防護施設)の構造図  
(外郭浸水防護設備)  
海水ポンプ室浸水防止蓋 14

構造図 (16 / 16)

89



主要目表	
種類	電気防食電極ボックス用蓋
材料	SUS316



(単位 : mm)

高浜発電所第2号機
その他発電用原子炉の附属施設 (浸水防護施設)の構造図 (外郭浸水防護設備)
海水ポンプ室浸水防止蓋 15

資料 4-16

## 検査用計器一覧表

(申請者の情報を基に作成したものである。)

検査項目	検査用計器	測定範囲	測定精度	備考
性能検査 (寸法検査)	コンベックス			
	ノギス			
	ノギス			
	マイクロメータ			

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610072号1-35-3

平成31年3月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-35-3

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	平成31年 3月22日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）	4
別紙2 立会区分表	5
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 11)



## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

### 1 検査記録の確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）であり、上記検査項目に係る事項について確認する。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第2号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に係る設備）」を参照）

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 1 検査記録の確認検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

#### (2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品

質記録により確認する。

① 材料検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

② 寸法検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

③ 外観検査

申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

④ 組立て及び据付け状態を確認する検査

申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

⑤ 耐圧検査、漏えい検査

申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

## V 判定基準

### 1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

## 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

### その他発電用原子炉の附属施設

検査対象	確認項目
火災防護設備 消火設備 主配管 弁(2V-6913C)～格納容器内第1分岐点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組み立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点～A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組み立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点～アニュラス内第1分岐点	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組み立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
火災防護設備 消火設備 主配管 2号機火災区画供給ライン分岐点～弁(2V-6913D)	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組み立て及び据付状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目*	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明

B：記録確認検査

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-35-3

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本  
設計方針除く。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1  
6条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
検査記録の確認検査		年 月 日	年 月 日
		印	主任技術者  印

### 8 特記事項

### 9 添付資料

#### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第2号機				
検査記録の確認検査記録				
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所				
施設名：その他発電用原子炉の附属施設				
判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。				
検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
火災防護設備 消火設備 主配管 弁(2V-6913C)～格納容器内第1分岐点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組み立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 1号機、2号機火災区画供給ライン分岐点～A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組み立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 A、B消火水バックアップ供給ライン消火水配管合流点～アニュラス内第1分岐点	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組み立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
火災防護設備 消火設備 主配管 2号機火災区画供給ライン分岐点～弁(2V-6913D)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組み立て及び据付状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>記録確認は、申請者の品質記録(※)による。</li> <li>※：適合性確認検査成績書の識別番号：</li> </ul>				

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-35-4

令和元年 12 月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る使用前検査

施設名 : その他

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-35-4

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年12月23日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙1 検査対象一覧表 (主たる機能に関する設備)	4
別紙2 兼用設備一覧表	5
別紙3 立会区分表	6
別紙4 使用前検査成績書	7

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき実施する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の工事の工程に係る使用前検査について、発電用原子炉施設が、認可した工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※1）に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、本検査は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目について確認することを目的とする。

### 1 検査記録の確認検査

※1：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画記載項目（基本設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目とする。

（詳細は、別紙1「検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）及び別紙2「兼用設備一覧表」を参照）

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)		
工事計画の認可番号	: 原規規発第 1606105 号	(平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号	: 原規規発第 1707192 号	(平成 29 年 7 月 19 日)
	原規規発第 18013114 号	(平成 30 年 1 月 31 日)
	原規規発第 1806276 号	(平成 30 年 6 月 27 日)
	原規規発第 1808064 号	(平成 30 年 8 月 6 日)
	原規規発第 1811266 号	(平成 30 年 11 月 26 日)
	原規規発第 1901282 号	(平成 31 年 1 月 28 日)
	原規規発第 1903272 号	(平成 31 年 3 月 27 日)
	原規規発第 19042614 号	(平成 31 年 4 月 26 日)
	原規規発第 1906218 号	(令和元年 6 月 21 日)
	原規規発第 1908192 号	(令和元年 8 月 19 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査記録の確認検査

#### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- ③ 検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していることを確認する。

#### (2) 検査手順

発電用原子炉施設が工事計画のとおりであり、技術基準に適合することを申請者の品質記録により確認する。



① 材料検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている材料が使用され、かつ、技術基準に適合していることを確認する。

② 寸法検査

申請者の品質記録により、工事計画に記載されている主要寸法を確認する。

③ 外観検査

申請者の品質記録により、各部の外観を確認する。

④ 組立て及び据付け状態を確認する検査

申請者の品質記録により、機器等の組立て及び据付け状態を確認する。

⑤ 耐圧検査、漏えい検査

申請者の品質記録により、技術基準の規定に基づく検査圧力で10分保持した後、検査圧力に耐え、かつ、異常がないことを確認する。耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により、著しい漏えいがないことを確認する。

V 判定基準

1 検査記録の確認検査

工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

## 検査対象一覧表（主たる機能に関する設備）

### その他発電用原子炉の附属施設

検査対象	確認項目
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう(重大事故等時のみ1・2号機共用)	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付け状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 燃料油貯油そう～燃料油移送ポンプ(重大事故等時のみ1・2号機共用)	材料検査
	寸法検査
	外観検査
	組立て及び据付け状態を確認する検査
	耐圧検査、漏えい検査

## 兼用設備一覧表

その他発電用原子炉の附属施設

主たる機能に関する設備	兼用する設備
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう(重大事故等時のみ1・2号機共用)	その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用燃料設備)のうち燃料貯蔵設備と兼用

## 立会区分表

施設名	系統名	検査項目*	備考
		検査記録の確認検査	
その他	総合設備検査	B	

※：記号説明

B：記録確認検査

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

発電用原子炉に燃料体を挿入することが  
できる状態になった時に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他

系統名 : 総合設備検査

要領書番号 : 原規規収第1610072号 1-35-4

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時に係る  
使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機の発電用原子炉施設において、工事計画記載項目（基本  
設計方針除く）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16  
条の表に基づく他の使用前検査で確認するもの以外の項目
- 7 検査結果 検査実施者及び検査結果一覧表のとおり

## 検査実施者及び検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
検査記録の確認検査		年 月 日	年 月 日
			主任技術者

### 8 特記事項

### 9 添付資料

#### 使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 検査記録の確認検査記録

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 検査記録の確認検査

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
必要な図面等が準備されていること。	図面等確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
検査用計器が校正されており有効期限内であること及び必要な測定範囲、測定精度を有していること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

高浜発電所第 2 号機

## 検査記録の確認検査記録

検査場所：関西電力株式会社高浜発電所

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

判定基準：工事計画のとおりであり、技術基準に適合すること。

検査対象	確認項目	検査年月日	検査結果	検査方法
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 容器 燃料油貯油そう(重大事故等時のみ 1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付け状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			
非常用電源設備 非常用電源装置 燃料設備 主配管 燃料油貯油そう～燃料油移送ポンプ(重大事故等時のみ 1・2号機共用)	材料検査	年 月 日		記録確認
	寸法検査			
	外観検査			
	組立て及び据付け状態を確認する検査			
	耐圧検査、漏えい検査			

備考

- ・記録確認は、申請者の品質記録(※)による。
- ※：適合性確認検査成績書の識別番号：

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

品質管理の方法等に関する  
使用前検査実施要領書

施設名：原子炉本体  
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
原子炉冷却系統施設  
計測制御系統施設  
放射性廃棄物の廃棄施設  
放射線管理施設  
原子炉格納施設  
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610072号1-40

平成31年4月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

品質管理の方法等に関する使用前検査

施設名：原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設

放射線管理施設

原子炉格納施設

その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610072号1-40

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
—	平成28年10月31日	制定
1	平成30年12月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記</li><li>・ 2、9頁 共通事項として使用前検査申請書の確認を検査前確認事項に追加</li></ul>
2	平成31年4月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2頁 工事計画変更の認可番号の追記</li><li>・ 2、9頁 共通事項として工事計画の認可番号の確認を検査前確認事項に追加</li></ul>

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
別紙 1 品質管理の方法等に関する確認事項	4
別紙 2 使用前検査成績書	5

(最終頁 12)

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表の上欄に掲げる工事の工程に係る同表の下欄に掲げる検査事項の検査を実施する上で、必要な事項として、申請者により実施される原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設の工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、以下の項目について設備横断的に確認するものである。

なお、申請者の品質管理の実施状況については、保安検査、定期安全管理審査においても同様に確認していることから、重複を避け、使用前検査対象範囲の工事及び検査に係る品質管理の状況に重点をおいて確認するものである。

### 1 品質管理の方法等に関する検査

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する事項

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設  
放射線管理施設  
原子炉格納施設  
その他発電用原子炉の附属施設

## 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成 28 年 6 月 10 日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成 29 年 7 月 19 日)
原規規発第 18013114 号 (平成 30 年 1 月 31 日)
原規規発第 1806276 号 (平成 30 年 6 月 27 日)
原規規発第 1808064 号 (平成 30 年 8 月 6 日)
原規規発第 1811266 号 (平成 30 年 11 月 26 日)
原規規発第 1901282 号 (平成 31 年 1 月 28 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

## IV 検査方法

### 1 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

##### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

### 2 検査前確認事項

法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが

準備されていることを確認する。

### 3 検査手順

工事計画に記載された各施設の工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、Ⅰの「1 品質管理の方法等に関する検査」に記載した各事項について、品質記録、聞き取り等により確認する。具体的に確認する事項は、別紙1「品質管理の方法等に関する確認事項」に示す。

## V 判定基準

工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。



## 品質管理の方法等に関する確認事項

### 1 品質保証の実施に係る組織

- ・ 工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との間の責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が工事計画に従って行われていること。
- ・ 供給者の選定や管理が工事計画に従って行われていること。

### 2 保安活動の計画

- ・ 工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び1の組織体制等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・ 1の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても工事計画に従って定められていること。

### 3 保安活動の実施

- ・ 工事及び検査が2の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても工事計画に従って行われていること。

### 4 保安活動の評価

- ・ 調達物品や役務、原子炉施設が要求事項に適合していることを実証するため、2の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても1の組織体制及び2の計画に従って行われていること。

### 5 保安活動の改善

- ・ 予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機  
品質管理の方法等に関する  
使用前検査成績書

施 設 名 : 原子炉本体  
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
原子炉冷却系統施設  
計測制御系統施設  
放射性廃棄物の廃棄施設  
放射線管理施設  
原子炉格納施設  
その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-40

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 品質管理の方法等に関する使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## 6 検査範囲

工事に係る品質管理の方法等に関する事項

高浜発電所第2号機

発電用原子炉施設

原子炉本体

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

原子炉冷却系統施設

計測制御系統施設

放射性廃棄物の廃棄施設

放射線管理施設

原子炉格納施設

その他発電用原子炉の附属施設

## 7 検査結果

## 8 添付資料

使用前検査記録

- 1 検査前確認事項
- 2 品質管理の方法等に関する検査
- 3 使用前検査において確認した関連文書一覧表

9 検査実施者

検査年月日	原子力施設検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			
<p style="text-align: center;">年</p> <p>月 日</p>			

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 共通事項

#### 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
法令、規格、工事計画、申請者の規程類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第2号機		
<b>使用前検査記録</b> 品質管理の方法等に関する検査		
検査場所：関西電力株式会社高浜発電所		
検査範囲：工事に係る品質管理の方法等に関する事項 高浜発電所第2号機 発電用原子炉施設 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他 発電用原子炉の附属施設		
判定基準	検査年月日	検査結果
工事及び検査に係る保安活動が、認可した工事計画に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
総合所見		
品質管理の方法等に関する所見	1 品質保証の実施に係る組織	
	2 保安活動の計画	
	3 保安活動の実施	
	4 保安活動の評価	
	5 保安活動の改善	
備考		



## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 使用前検査において確認した関連文書一覧表

関連文書の名称等	備考
1 品質保証の実施に係る組織	
2 保安活動の計画	
3 保安活動の実施	
4 保安活動の評価	
5 保安活動の改善	

関西電力株式会社  
高浜発電所第2号機

基本設計方針に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-49

令和元年 7 月

原子力規制委員会

## 改訂履歴

関西電力株式会社高浜発電所第2号機

基本設計方針に係る使用前検査

施設名：その他発電用原子炉の附属施設

要領書番号：原規規収第1610072号1-49

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年7月22日	制定

# 目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
別紙1 確認一覧表	3
別紙2 基本設計方針に係る検査の観点	4
別紙3 使用前検査成績書	6

(最終頁 11)

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の検査として、その他発電用原子炉の附属施設に属する設備や機器が、認可した工事計画の基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術基準（※）に適合するものであることを以下の項目により確認するものである。

### 1 基本設計方針に係る検査

※：原子力規制委員会規則で定める技術基準とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準」という。）である。

## II 検査場所

関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

## III 検査範囲

### 1 検査対象施設及び範囲

検査対象施設及び範囲は、高浜発電所第2号機の発電用原子炉施設のうち、その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備の基本設計方針とする。

### 2 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
工事計画の認可番号：原規規発第 1606105 号 (平成28年6月10日)
工事計画変更の認可番号：原規規発第 1707192 号 (平成29年7月19日)
原規規発第 18013114 号 (平成30年1月31日)
原規規発第 1806276 号 (平成30年6月27日)
原規規発第 1808064 号 (平成30年8月6日)
原規規発第 1811266 号 (平成30年11月26日)
原規規発第 1901282 号 (平成31年1月28日)

原規規発第 1903272 号  
(平成 31 年 3 月 27 日)  
原規規発第 19042614 号  
(平成 31 年 4 月 26 日)  
原規規発第 1906218 号  
(令和元年 6 月 21 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

#### IV 検査方法

##### 1 共通事項

###### (1) 使用前検査申請書の確認

###### ① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- b 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

##### 2 基本設計方針に係る検査

###### (1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。
- ② 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（様式-8）が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていることを確認する。

###### (2) 検査手順

品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により別紙2の観点で包括的に確認する。また、確認した検査記録と現物の状態が一致しているか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ① 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ② 保安活動に係る要員の適切性
- ③ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ④ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ⑤ 保安活動の内容（工事管理実績）の適切性
- ⑥ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

なお、「保安活動」とは、申請者が工事計画の基本設計方針に従い実施する工事及び検査に係る活動をいう。

#### V 判定基準

保安活動が基本設計方針に従って行われ、設備及び機器が基本設計方針に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しており、技術基準に適合するものであること。

### 確認一覧表

施設名	名称		記録確認	現場確認	備考
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 基本設計方針 個別項目	1 火災防護設備の基本設計方針	○	○	記録確認及び現場確認とともに、左記区分により1箇所以上を抜取り確認する。

## 基本設計方針に係る検査の観点

確認事項	観点
実施要領書の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の適合性確認検査が基本設計方針に定めた要求内容（設備の具体的設計結果を含む。）に適合することを確認するよう計画されていること。</li> <li>・適合性確認検査の要領書が適切に制定又は改訂されていること。</li> <li>・工事計画記載事項、技術基準の条項等を明示していること。（適合性確認検査の計画として整理した設備の具体的設計結果及び確認方法の情報を確実に適合性確認検査要領書に反映していること。）</li> <li>・試験や適合性確認検査の方法及び判定基準の根拠が適切で、かつ、明確に定められていること。（特に、既設設備の代替検査方法の適切性評価）</li> <li>・適合性確認検査の対象範囲は、工事計画及び技術基準の適合性を漏れなく確認できるように設定されていること。</li> <li>・適合性確認検査の要領書の本文記載事項と添付資料（設備概要、工事範囲図、試験系統図等）の対象範囲が整合していること。</li> <li>・工事の全体工程の中で、各保安活動の適切な時期を設定していること。</li> </ul>
要員の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安活動の種類に応じ、適切な力量（資格、専門性及び経験等）を有する要員を配置していること。</li> <li>・保全活動の種類に応じ、要員の適格性が確認されていること。</li> </ul>
計測・測定機器の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測・測定機器は要領書どおりのものを使用していること。</li> <li>・試験や社内検査の結果の判定に影響する計測・測定機器の仕様や精度は、それぞれの目的、判定基準等に照らして適切であること。計測・測定機器は所要のトレーサビリティがとられていること。</li> <li>・所要の校正・有効性確認を行い、識別された計測・測定機器を使用し、記録を保管していること。</li> </ul>
調達管理の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が要求事項を明確にし、レビュー及び検証後、調達先に提示していること。</li> <li>・申請者は、調達先に記録提出を求め、計画どおり調達製品等と要求事項との検証を行っていること。</li> <li>・検証結果の記録を適切に管理していること。</li> </ul>
内容（工事管理実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の要領書に従って保安活動を実施していること。</li> <li>・保安活動実施前に、必要な事項（前工程の終了、前提条件の成立等）を確認していること。</li> <li>・試験や社内検査の回路、系統の構成等は、要領書どおりで、目的に照らして適切であること。</li> <li>・データの測定時期及び測定点は、要領書どおりで適切であること。</li> <li>・測定データの有効桁数の処理は、判定基準との関連で適切であること。</li> <li>・要領書で定められた保安活動の対象範囲と被確認物が一致していること。</li> <li>・要領書に定められた検査方法（設備の具体的設計結果に適合していることを確認する方法）に従い適合性確認検査が行われていること。</li> <li>・適合性確認を行ったエビデンスが整理され、容易に提示できること。</li> </ul>



確認事項	観点
結果の判定（検査実績）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安活動の結果を要領書の判定基準に照らして適切に判定していること。</li> <li>・ 工事計画及び技術基準に適合することを評価し、組織として承認していること。</li> <li>・ 保安活動の結果の記録を作成、承認及び保管していること。</li> <li>・ 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。</li> </ul>

関西電力株式会社  
高浜発電所第 2 号機

基本設計方針に係る  
使用前検査成績書

施設名 : その他発電用原子炉の附属施設

系統名 : 火災防護設備

要領書番号 : 原規規収第 1610072 号 1-49

年 月

原子力規制委員会

## 使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社高浜発電所第2号機
- 2 検査の種類 基本設計方針に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 5 検査場所 関西電力株式会社高浜発電所  
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第2号機  
発電用原子炉施設  
その他発電用原子炉の附属施設  
火災防護設備  
基本設計方針
- 7 検査結果 検査結果一覧表のとおり

## 検査結果一覧表

検査項目	検査結果	原子力施設検査官	検査立会責任者
		年 月 日	年 月 日
基本設計方針に係る検査		印	主任技術者 印
		印	

### 8. 特記事項

- 9 添付資料 使用前検査記録
- 1 検査前確認事項
  - 2 確認結果一覧表

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録

## 検査前確認事項

## 共通事項

## 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていること。	記録確認	年 月 日		使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。
		年 月 日		
		年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
工事計画の認可番号の記載が適切であること。	記録確認	年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

## 高浜発電所第2号機 使用前検査記録 検査前確認事項

### 基本設計方針に係る検査

確認事項	検査年月日	結果	備考
申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(様式-8)が作成され、申請者の適合性確認検査において漏れなく確認されていること。	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

高浜発電所第2号機 使用前検査記録  
確認結果一覧表

検査年月日： 年 月 日

施設名	機器等の名称 (設備区分)	確認した基本設計方針	記録確認した適合性確認 検査要領書及び成績書等	現場確認した設備等	確認結果
その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備 1 火災防護設備の 基本設計方針				